

令和4年3月教育委員会臨時会会議議事録

- | | | | |
|-----------|----------------------|---------|--|
| 1 招集年月日 | 令和4年3月29日（火）午前10時00分 | | |
| 2 招 集 場 所 | 喜多方市役所本庁舎 4階 第3委員会室 | | |
| 3 出 席 者 | 教育長 | 大 場 健 哉 | |
| | 教育長職務代理者 | 大 森 佳 彦 | |
| | 二番委員 | 遠 藤 一 幸 | |
| | 三番委員 | 高 橋 明 子 | |
| | 四番委員 | 長 田 聡 子 | |
| 4 出 席 職 員 | 教育部長 | 高 畑 圭 一 | |
| | 教育総務課長 | 佐 野 仁 美 | |
| | 学校教育課長 | 穴 澤 正 志 | |
| | 生涯学習課長 | 佐 藤 洋 | |
| | 文化課長 | 松 崎 裕 美 | |
| | 中央公民館長 | 栗 城 由 紀 | |
| | 学校教育課主幹 | 小荒井 浩 | |
| | 教育総務課長補佐 | 塚 原 和 憲 | |
| | 学校教育課長補佐 | 油 井 弘 美 | |
| | 生涯学習課長補佐 | 高 橋 淳 | |
| | 文化課長補佐 | 鈴 木 美智子 | |
| | 文化課長補佐 | 片 岡 洋 | |
| | 中央公民館長補佐 | 塚 原 優 郁 | |
| 5 閉 会 | 午後0時05分 | | |

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 書記の指名

教育長

改めましておはようございます。

全員おそろいですので、ただいまから令和4年3月教育委員会臨時会を始めたいと思います。

開会時刻につきましては、午前10時ということでお願いいたします。

続いて会期の決定であります。会期につきましては、本日1日ということでよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

異議なしということでありますので会期につきましては、本日1日といたします。

続いて、3番の書記の指名に移ります。書記につきましては、教育総務課の塚原課長補佐にお願いしたいと思います。よろしいですか。

＜異議なしの声あり＞

異議なしということでありますので、書記につきましては、教育総務課の塚原課長補佐にお願いいたします。よろしくをお願いします。

- 4 報告事項

- (1) 行事等の報告

教育長

続いて、4番の報告事項に入りますが、内容に入ります前に、事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

それでは加筆と追加資料の配付がありますので、あわせてお願いいたします。

まず、1ページになります。行事等の報告につきまして、加筆のほうをお願いしたいと思います。一番下に加筆のほうをお願いと思いますが、3月28日月曜日、時間が15時からということで、行事の名称ですが、教職員退職者離任式。開催場所は、喜多方プラザでございます。担当課名は学校教育課、教育委員会の出席者につきましては教育長、教育部長、学校教育課長。以上、加筆のほうをお願いいたします。

それから追加資料についてでございます。報告第40号の令和4年度喜多方市公民館事業計画について、本日、机のほうにお配りしており

ますが、A4の用紙で1枚になりますが、要素の分類方法という資料につきまして本日追加をお願いいたします。

加筆修正等については以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。ただいま、加筆の部分、それから新たな資料配付などがありました。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

それでは、内容に入りたいと思います。初めに行事等の報告を取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

教育総務課長

1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

行事等の報告についてでございますが、前回3月の定例会開催日の3月17日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり5件でございました。日時、行事名、開催場所、出席者につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございます。

今、事務局より説明ありましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

特にないということですので、行事等の報告につきましてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第34号 後援の承認について

教育長

続いて、(2)の教育長の報告ということで報告の第34号から40号まであります。

それでは、報告第34号後援の承認についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

報告第34号後援の承認についてであります。3月定例会以降、後援を2件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては、所管課から説明をいたします。

生涯学習課長

それでは後援についてご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと思います。まず、ナンバー1の後援であります。事

業名につきましては、子供と家族の未来を考えるマネー講座で、開催日につきましては令和4年5月18日、22日、25日の3日間で、会場につきましてはZ o o mによるオンライン開催となります。

この事業であります、子育て世帯の経済支援の情報、あるいは教育資金準備等の情報などの提供により、保護者及び子供たちが安心して教育を受けることができる環境づくりにつながる講演会という内容でございます。以下、記載の内容でございます。

次に、ナンバー2の後援でございますが、事業名は、第46回ピティナ・ピアノ・コンペティション喜多方地区予選で、開催日につきましては、令和4年7月3日、日曜日で、会場は喜多方プラザの小ホールになります。

この事業でございますが、就学前の幼児から成人までを対象に、優れた音楽才能の発掘や育成を目的に開かれますピアノコンクールで、予選会優秀者には東北大会に出場しまして、全国大会を目指す予選会となっております。以下、記載の内容でございます。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま後援2件について説明がありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

特にないということですので、報告第34号についてはこの程度といたします。

報告第35号 喜多方市教育委員会職員の異動について

教育長

続いて、報告第35号喜多方市教育委員会職員の異動についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

教育総務課長

4ページをご覧いただきたいと思います。

報告第35号喜多方市教育委員会職員の異動についてであります、令和4年3月28日付で発令しました喜多方市教育委員会職員の異動について、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分をいたしましたので、同規程第2項の規定によりご報告するものでございます。

1の異動の内容につきましては記載のとおりでございます。

2の発令年月日につきましては、昨日令和4年3月28日でございます。

説明は以上になります。

教育長 ありがとうございます。ただいま説明ございましたが、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

 <なしの声あり>

 では特にご意見等ないということですので、報告第35号についてはこの程度といたします。

報告第36号 喜多方市教育委員会職員の異動について

教育長 続きまして、報告第36号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

教育総務課長 5ページをお開きいただきたいと思います。

 報告第36号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてありますが、令和4年3月31日付及び令和4年4月1日付で発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づきまして、下記のとおり専決処分いたしましたので、同規程第2項の規定によりご報告するものでございます。

 1の内示の内容につきましては、6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

 別紙1といたしまして、1が転出等14件、その下になりますが、2が転入等で8ページまで記載されております26件でございます。

 5ページのほうにお戻りいただきたいと思います。2の内示年月日は令和4年3月18日でございます。

 説明は以上になります。

教育長 ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

遠藤委員 去年もいらっしゃったと思うんですが学芸員の方、また今年も退職されるということで、様々事情はいろいろあると思うんですが、事務局としてはどのように捉えているのかなということでお願いしたいと思います。

教育総務課長 学芸員の方の退職ということでございますが、自己都合というようなことで聞いておりますので、致し方ないといえますか、ということでございます。

遠藤委員 ぜひ喜多方に戻って来れるような人材の育成ということで、教育委員会広いですが、生涯学習含めて何というんですかね、人材を育成していけたらいいなとは思っているの、よろしくお願ひしたいと思ひます。

 以上です。

教育総務課長 採用試験を経ての採用ということになりますので、その辺りにつきましても、総務課の人事担当には話はしておきたいというふうを考えております。

教育長 ほかにございますでしょうか。

長田委員 私も同じく 6 ページの提出の、今の部分のご質問だったんですけども、この記載のされ方が学芸員の方、副主任学芸員の方が異動内容が喜多方市に出向（退職）という書かれ方になっておりましたので、これはどういうふうに捉えていいのかとちょっと疑問に思った次第なんですけど、教えていただければと思います。

教育長 その辺のちょっと説明をお願いいたします。

教育総務課長 退職の場合には何といたしますか、まず退職ではなくて喜多方市職員に任命された場合は、まず喜多方市職員に任命するということで、喜多方市長部局のほうで任命書のほうをいただくようになり、辞令交付を受けます。その後、教育委員会ですとか、例えば選挙管理委員会ですとか、行政委員会につきましては、市のほうから出向というような形になります。逆に、行政委員会のほうから市長部局に戻る場合につきましても、出向というようなことになるところでございます。退職につきましては、行政委員会での退職というのがちょっとございませぬので、一度喜多方市のほうへ出向という扱い、辞令を交付しまして、その後に退職ということになるものですから、このような記載になっているところでございます。

教育長 よろしいですか。

長田委員 ありがとうございます。続きよろしいですか。すみません。それで、先ほど委員が言われたように、やはりこの後、転入のところに学芸員の記載がございませぬでしたので、年度の途中であっても、ぜひまたそういった資格の方を入れていただけたらありがたいなと思った次第です。

文化課長 学芸員の採用につきましては、先ほど教育総務課長から話があったとおりなんですけれども、なかなかちょっと急な退職でもありましたので、正職員での補充というところがなかなか難しかったかと思えます。来年度につきましては、会計年度任用職員の学芸員の採用ということを考えておりまして、課全体でフォローしながら進めていきたいと考えております。

教育長 よろしいですか。ほかにございましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

ほかに特にないということでありますので、報告第36号につきましては、この程度といたします。

報告第37号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について

- 教育長 続いて、報告の第37号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてを取り上げます。説明のほうお願いいたします。
- 生涯学習課長 それでは、報告第37号をご説明いたしますので、9ページをお開きいただきたいと思います。
- 喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づきまして、喜多方市教育委員会関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告申し上げます。
- 団体名、認定取消日等につきましては、次ページ10ページをお開きいただきたいと思います。認定を取消した団体につきましては、記載の13の団体になりますが、取り消しの理由といたしましては、いずれも認定継続取下書の提出があったことによる認定の取消でございます。代表者、所在地、認定取消日につきましては、記載のとおりでございます。
- 説明は以上です。
- 教育長 ただいまの内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- 長田委員 すみません。11番の団体なんですけれども、これはPTAの組織そのものが解散というか存続されないということなのか、認定だけを取り消されるということなのかお教えいただきたいのと、今までもほかの学校さんでこのようなことがあったのかということをお尋ねしたいと思います。
- 生涯学習課長 11番の団体についてであります。この団体につきましては、社会教育関係認定団体のみ取り消すということでございまして、公の公共施設等を利用する予定がないということでの認定の取消でございます。
- 教育長 よろしいですか。
- 長田委員 2番目に申しましたほかの学校さんでも、そのようなこともあったんでしょうか。
- 生涯学習課長 他の学校についてはこういった会があるんですが、公の施設を使用するとなると、使用料の関係ですとかそういった部分があるので、認定団体を受けているという団体が多くございます。（「ありがとうございました」の声あり）
- 教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
- ほかに特にはないということですので、報告の第37号につき

ましては、この程度といたします。

報告第38号 令和3年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針について

教育長 続いて、報告第38号令和3年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

生涯学習課長 報告第38号をご説明いたしますので11ページをご覧くださいと思います。すみません、あわせて別冊のほうもお願いしたいと思います。

令和3年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な政策推進の方針について下記のとおり策定したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告いたします。

こちらにつきましては、昨年の11月の定例会におきまして協議していただき、内容を整理させていただきました。内容につきましては別冊をご覧くださいと思いますが、まず修正等を行った箇所ということで、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページのエの部分「生涯学習の機会の場の提供」の部分になりますが、上から3行目になります。学びを止めない活動の展開という文言を追記いたしました。

続きまして5ページお願いしたいと思います。アの部分で「喜多方市人づくりの指針」の活用の部分になりますが、次年度の方向性のところで3段落目のまたの以降になりますが、喜多方市人づくりの指針推進会議の名称を追記いたしました。

さらに、すみません、18ページお願いしたいと思います。18ページの方向性、取組の方向性のポイントという箇所で、アの部分になりますが、2行目に郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成の文言を追記いたしました。修正等を行った箇所については以上となります。

策定年月日につきましては、平令和4年3月17日であります。

説明は以上でございます。

教育長 ただいま説明ありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

高橋委員 質問とお願いなんです、令和3年度の中期的な方針ということなんです、これを生かして事業に結びつけていくというのは主にどこになるのかな。公民館なんだろうということとが1つ質問です。まずそれだけお願いします。

どうでしょうか。

この策定したことによって生涯学習の部門と中央公民館の部分で、目標、重点施策に基づきまして事業を推進していくというふうなことでございます。

分かりました。それでこの方針を受けて、それが例えば公民館事業、地域の公民館の事業で具体的に何か講座をつくっていくというのには時間がかかるのかなと思うんですが、令和4年度の事業ではちょっと無理なんだろうなというふうに理解するんですが、そのような形で毎年、時期のずれるところで目標が出た頃にはもう次の講座はもう出来上がっているということがずっと繰り返しているんで、ぜひぜひ次の令和5年度の事業のときには、こういったものをすごく反映させたような、何かものをつくっていただきたいと思います。

すみません、これはちょっと重点事業のほうで申し上げたほうがよかったかもしれないんですが、すみません。

以上です。

ただいまのご意見については、特にありますか。

もちろんこの後で説明させていただきます令和４年度の重点事業に反映したような形ではなっておりますが、その辺についても、３年度の部分、評価点検しながら４年度の重点事業に反映するような形で進めていきたいというふうに思っております。

よろしいですか。重点事業のときにまた何かあればお願いします。
ではほかにございませんでしょうか。

すみません、子供会についての記載がありましたが、子供会の現状について今日じゃなくていいので、機会があれば今どのくらいの団体があってどのような活動をしているのか教えていただきたいと思います。お願いします。次回以降で大丈夫です。

いいですか。次回辺りで。もし今日答えられるのであればあれですけれど。（「お時間いただければ」の声あり）

じゃあ今日中に回答するということで。じゃあ少し時間ください。その件については。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

それでは、報告第38号につきましてはこの程度といたします。

報告第39号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について

では続いて、報告第39号喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用についてを取り上げます。説明のほうお願いいたします。

中央公民館長

それでは私から報告第39号をご説明申し上げますので、12ページをお開きください。

喜多方市公民館長及び喜多方社会教育指導員の任用についてでございますが、喜多方市公民館組織運営に関する規則第5条第1項及び喜多方市社会教育指導員設置規則第1条の規定に基づく喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について、喜多方市教育委員会教育長専決規定第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同規定第2項の規定によりご報告するものでございます。

1、任用の内容でございますが、次ページの別紙をご覧くださいと思います。

1、公民館長、2、社会教育指導員についてであります。所属、氏名、新任・再任の記載は記載のとおりです。

令和4年度につきましては新任の館長が10番の堂島地区公民館長。新任の社会教育指導員が、25番の姥堂地区公民館長の2名となっております。

12ページにお戻りください。

任用の年月日は令和4年4月1日でございます。なお、会計年度任用職員ですので、任用は1年となっております。

以上で説明終わります。

教育長

ありがとうございます。ただいまの内容につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

特にご異議ないということですので、報告第39号につきましてはこの程度といたします。

報告第40号 令和4年度喜多方市公民館事業計画について

教育長

続いて、報告第40号令和4年度喜多方市公民館事業計画についてを取り上げますので説明のほうをお願いいたします。

中央公民館長

それでは、私から報告第40号をご説明申し上げますので、15ページをお開きください。

令和4年度喜多方市公民館事業計画について、令和4年度喜多方市公民館事業計画について、下記のとおり承認したので喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。

1、令和4年度喜多方市公民館事業計画ですが、別冊と今日お渡しいたしました、要素の分類方法をお手元にご用意いただきたいと思います。

令和4年度公民館事業計画につきましては、去る2月8日に開催いたしました公民館運営審議会の諮問、答申を経て作成し、教育長の承認をいただいたところでございます。

令和3年の事業計画からの変更点といたしましては、新たに要素をお示ししている点でございます。

この要素につきましては要素の分類方法、今日お渡しした資料を見ていただきたいと思います。これは市の総合計画に基づき課題を洗い出し、解決するために必要となる視点である要素を明示することにより、目標に沿った事業の計画を目指しました。

例えばでございますが、事業計画の2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの中央公民館の事業の1番の喜多方市少年少女発明クラブで説明を申し上げますと、一番右側に要素の4と5を示しております。これにつきましては4につきましては、地域コミュニティ、地域全体で子どものたちの成長を支える。5につきましては、環境・歴史・文化・芸術・郷土愛の視点を踏まえてこの事業を計画したという形になります。

事業計画の全体的内容といたしましては、昨年同様、各公民館で方針や努力目標を定め、人づくりの指針に基づく人づくりの推進事業、地域の歴史、文化、自然など、地域の特色を生かした推進特別事業、学校や地域の団体等と連携して行う地域連携事業を実施するほか、ライフステージに合わせた青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育の充実を図るなどの事業を実施してまいります。

なお、内容の詳細につきましては、事前に配付させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

教育長

ただいま説明ありましたが、今年度から新しく要素という部分が入って、市の総合計画との一体性を図るという部分があると思います。ここにつきまして、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。（「事業計画全体についてですか」の声あり）全体です。

高橋委員

事業を見てみると、いろいろ工夫されているなというふうに思います。例えばですがSNSとかスマホの講座というのが1つだけ熊倉公民館であったのが分かったんですが、高齢者などあまり手に取りづらい人を対象にした、そういった講座というのをもう少し広めていていただきたいと思いますというふうに思います。

例えば、そのほかにZoomの研修会なども公民館枠で行っていただと少し個人の家庭でも取り入れやすくなり、そうしますと今後の

講座の在り方なども少し変化が出るのかなと参加者という意味でも例えば、その場に行かなくても講座を受けられるという、そういったものがかなり流れとしては大きくなっているのもっと簡単に取り入れられるような支援をぜひ公民館講座でも考えていただきたいと思います。

あとそれに伴い、ちょっと別件になりますが、公民館でWi-Fi入っているところというのは、どのぐらいなのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

中央公民館長

SNS等を活用した事業につきましては、熊倉公民館だけだったかとは思いますが、それぞれに男性の講座ですとか、例えば中央公民館で申し上げますと、男のための雑学講座ですとか、女性の講座があるんですけど、そういうものの一回一回違う講座を特集するんですが、そのときにはいろんな、その中でSNSとかそういうのを1回か2回取り上げて今までもやっておりました。特段してなかなか難しい部分もありますし、そういう形で進めていただくようにはしております。ただ、今後そういう講座も講座名としては計画していきたいなどは考えております。

あと参加者がなかなか集まらない、コロナ禍の中で集まらないという部分はありますが、ただ公民館に来るということを楽しみにしている方もいらっしゃいますので、その方も含めた中でZoom、あとSNSの研修をどうやっていったらいいのかというのも考えていきたいと思います。Wi-Fiの設置につきましては生涯学習課の部分です。

生涯学習課長

公民館施設管理の部分になるので、私のほうからお答えさせていただきます。公民館のWi-Fi環境でございますが、全部で市内に14の公民館がございまして、現在Wi-Fiの環境が整っている公民館については、岩月の公民館と慶徳の2つでございます。

それと山都公民館については、これから整備する予定となっております。5年度には整備する予定でございます。

残りの公民館につきましては、今後、中期財政計画のほうに計上しながら、できれば2か年3か年ぐらいで整備できるように、整理していきたいというふうに考えてございます。

教育長

よろしいですか。今のとの関わりもあるんだけど、生涯学習のほうでeスポーツというのが、いわゆるテレビゲームではないけれども、それみたいな部分も含めてあるので、そういった部分でも連携していくと、なおいいのかなんては思いますね。

生涯学習課長

すみません、関連して。教育長のほうからもございました令和4年度について、重点的にeスポーツという形で、これから重点事業の中

身にも出てきますけれども、eスポーツを推進していくというふうな計画でございます。先ほども申しましたように、このeスポーツについても公民館のほうの講座のほうで取り入れていただいて、ぜひ地区で開催していきたいというふうに考えてございます。当面W i - F i 環境が整っておりませんので、その辺に関しましては、ポケットW i - F i 等レンタル等もできますので、そういったことでeスポーツを進めていきたいというふうに考えてございます。

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

それではほかに特にないということでありますので、報告第40号につきましてはこの程度としたいと思います。

以上で、報告事項は終わります。

5 承認事項

承認第10号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について

教育長

続いて、5の承認事項に移りますが、ここにつきましては、追加議案も含めて加筆訂正も含めて、教育総務課長からお願いします。

教育総務課長

承認事項につきましては、本日、机の上にお配りしております承認第11号及び承認第12号につきまして、追加のほうをお願いしたいと思います。

承認第10号をご説明いたしますので、16ページのほうをお開きいただきたいと思います。

先ほど5ページの報告第36号のほうで、異動関係のことについてご報告いたしましたが、報告36号につきましては課長相当職以下の職員にある者、承認第10号につきましては、課長職以上の職員にある者の内示についてでございます。

ではご説明いたします。承認第10号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてであります。令和4年3月31日付及び令和4年4月1日付で発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理して処理したので、同規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告し承認を求めるものでございます。

1につきましては令和4年3月31日付異動で、転出3件でございます。その下の2につきましては、令和4年4月1日付異動で、転入の3件でございます。3の内示年月日につきましては令和4年3月18日でございます。

以上で説明は終わります。

教育長

ありがとうございます。ただいま、承認第10号について説明ありましたが、この内容等につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

特にご異議ないということですので承認第10号につきましては、このとおり承認されました。

承認第11号 令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）

教育長

続いて、別紙になりますが承認第11号を取り上げます。令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）の承認についてです。説明をお願いいたします。

教育総務課長

追加案件の31ページお開きいただきたいと思います。

承認第11号令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）の承認についてでございますが、令和4年3月市議会臨時会に提案いたしました令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理して処理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものでございます。臨時会の開催日は、昨日3月28日で行いました。予算の内容等につきましては、所管課から説明をさせていただきます。

学校教育課長

それでは、32ページをお開きください。学校教育課の歳出を申し上げます。学校保健管理経費322万円の補正であります。新型コロナウイルスによる小中学校の休業等に伴い、濃厚接触者の疑いとされた児童生徒及び教職員等に対するPCR検査キットの配布に関する1,000回分の経費の計上であります。

その下でございます。次に、学校給食費379万9,000円の補正であります。新型コロナウイルスの影響で、学校給食調理施設が業務停止になった場合に備えて、常温で食べることができるレトルトのカレーなどの非常食を購入する費用の計上でございます。

学校教育課、以上でございます。

生涯学習課長

続きまして生涯学習課所管分も説明いたしますので、33ページをご覧くださいと思います。

今般の補正につきましては、組織改編に伴う事務分掌の移行による予算の組替えが主なものになります。

まず歳入、51万2,000円の追加の計上でございますが、こちらにつきましては、太極拳講習会受講料の計上ということで、4種類の武術

太極拳の講習を行うということで、太極拳愛好者のレベルアップを行う講習会となります。この講習会については、2日間にわたり行うもので約160名の参加を見込んでの計上ということでございまして、太極拳に関する業務につきましては、これまで保健福祉部の高齢福祉課が所管しておりまして、事業等を推進してまいりました。今後につきましては、太極拳については生涯スポーツと競技スポーツの両面で進行していくということが望ましいということで、令和4年度から生涯学習課において業務を担うということになりました。

次の教育債、2,570万円の追加の計上でございますが、こちらにつきましては、山都公民館整備事業に係ります合併特例債の計上で山都公民館建設設計業務委託の財源となるものでございまして、こちら合併特例債の申請に当たりまして、県との協議の中で実施設計のみが該当になるということで、昨年度の当初予算編成時にはそういったことがちょっと確定しておりませんでしたので、今回その部分が明確化したということでの追加の計上でございます。歳入の合計につきましては、2,621万2,000円となります。

次に歳出でございます。生涯学習施設管理経費814万円の追加の計上でございますが、こちらにつきましては、ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業に係る経費の計上で、これまでこの事業については企画調整課のほうで所管しておりまして、事業を進めておりました。ようやく1期工事が完了して4月にオープンするというところでございます。

令和4年度からは、生涯学習課におきまして図書館、勤労青少年ホーム、厚生会館などの第2期工事に向けた事業を具体化する必要があるということで、基本計画策定業務委託料を追加計上したものでございます。

次にスポーツ振興経費51万7,000円の追加の計上でございますが、こちらについては喜多方こども駅伝及び三ノ倉スキー大会に係る補助金の計上でございますが、この部分については、これまで中央公民館が所管してございました。こちらにつきましても事務分掌の見直しということで、競技性の高いスポーツに関しましては、生涯学習課で業務を担うということが望ましいということで、令和4年度から生涯学習課において、この事業を行いまして、これらの補助金の追加の計上ということでございます。

それと、先ほど申しました太極拳関係でございます。太極拳振興経費ということで352万3,000円の追加の計上でございますが、報償費から役務費につきましては、記載の経費の計上でございますが、委託料については、太極拳講習会を開催いたしますが、その開催支援の業

務委託料の計上、それと負担金及び交付金240万円については、太極拳フェスティバル開催運営に係ります補助金の計上ということでございます。支出の合計につきましては1,218万円となります。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

中央公民館長

中央公民館分ご説明申し上げますので、34ページをご覧ください。歳出の部分でございます。社会教育推進経費51万7,000円の減額は、事務分掌の見直しに伴い喜多方市こども駅伝大会及び会津熱塩三ノ倉スキー大会の事務を生涯学習課所管としたことによる減額です。

説明は以上です。

教育長

それでは、32ページのほうに戻っていただいて、それぞれの課ごとに進めていきたいと思えます。学校教育課の部分での補正予算のほうですが、ここについて何かご意見、ご質問あったらお願いします。よろしいですか。

では特になんということなので、続いて生涯学習課に移ります。33ページのほうです。ここについて何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、34ページで中央公民館分です。ここについて何かありましたら。よろしいですか。

では全体通して何かあったらお願いします。

では特になんということでもありますので、承認第11号、令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）については、このとおり承認されました。

承認第12号 令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第21号）

教育長

続いて、承認第12号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第21号）の承認についてを申し上げますので、説明をお願いいたします。

教育総務課長

35ページご覧いただきたいと思えます。

承認第12号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第21号）の承認についてでございますが、令和4年3月市議会臨時会に提案いたしました令和3年度喜多方市一般会計補正予算第21号について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理して処理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づきまして、ご報告し承認を求めるものでございます。臨時会の開催日は、昨日3月28日でございます。

予算の内容等につきましては次ページ、36ページをお開きいただき

たいと思います。

教育総務課分で、歳入の教育費寄附金 5 万円は、教育振興寄附金として記載の団体から寄附があったものでございまして、歳出の教育委員会事務局管理経費、積立金 5 万円の計上は、歳入でご説明した寄附金 5 万円を教育振興基金へ積立てするものでございます。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。ただいま説明ありましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

では特にご異議等ないということですので、承認第12号、令和 3 年度喜多方市一般会補正予算（第21号）は、このとおり承認されました。

以上で、承認事項のほうは終わります。

6 審議事項

議案第35号 喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則について

教育長

続いて、6 番の審議事項に移ります。案件として議案35号から37号まで3件ありますが、内容に入ります前に、ここについて、加筆訂正等あったらお願いいたします。

教育総務課長

訂正と差し替えについてお願いしたいと思います。まず18ページから22ページまでの議案第35号につきまして、本日、机の上にお配りしましたものと差し替えのほうをお願いしたいと思います。

それから27ページお開きいただきたいと思います。こちらは修正をお願いいたしますが、番号が振ってあります左手1、2、委嘱候補者が2となっておりますが、ここを3にさせていただきまして、委嘱年月日のところを4というふうに修正のほうお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。今、大きく2点ありましたがよろしいですか。

＜なしの声あり＞

それでは、議案第35号のほう取り上げます。別紙になると思います。喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則についてであります。

説明のほうをお願いいたします。

教育総務課長

18ページをお開きいただきたいと思います。議案第35号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則についてでございま

すが、生涯学習課の「生涯学習係、スポーツ振興係、ボートのまち推進係」というように、これまで3係体制でしたが、それを「スポーツ振興室、複合施設建設準備室、生涯学習係」に改編して、これに伴いまして事務分掌を改めるための改正についてでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで、ご説明のほうさせていただきますので、20ページのほうをお開きいただきたいと思います。まず、第3条の改正でございます。下線部分になります。生涯学習課に新たに室を置く改正でございまして、その下の表の部分になります。スポーツ振興室、複合施設建設準備室、生涯学習係と2室1系の体制と改正するものでございます。

第6条の改正についてでございます。スポーツ振興室の事務分掌を定める改正で、記載ございます(1)から(9)までの事務を行うものでございます。第7条の改正につきましては、複合施設建設準備室の事務分掌を定める改正で、記載ございます事務を行うものでございます。

次に21ページお開きいただきたいと思います。中ほどから下になります。別表(第11条関係)の改正につきましては、ページの1番下になりますが、室長の職務を定める改正でございます。

次に22ページご覧いただきたいと思います。表の中上から4つ目と5つ目になりますが、こちらの改正は、職務内容の改正についてでございます。

最後に一番下になりますが、附則といたしまして、この規則は令和4年4月1日から施行したいとするものでございます。

説明については以上になります。

教育長

ありがとうございました。ただいま、説明ございましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

ちょっと質問なんです、今まで課があつて係があつたのかなと思うんですが、その間にもう一ついろいろな係を取りまとめる意味で室というふうにするという認識でいいんでしょうか。

教育総務課長

まずスポーツ振興室につきましては、これまで、すみません、新旧対照表で申し上げますと改正後が左側、現行が右側というふうになっておりますが、スポーツ振興室ですと、スポーツ振興係、それからボートのまち推進係というのが室のほうにきまして、これまでこの2つの係で担っていた事務分掌もこちらに移動します。

なおかつスポーツ振興室につきましては、太極拳の普及に関することというふうに第6条の(5)のところであつているものについても、事務分掌として行うというものでございます。

それから複合施設建設準備室につきましては、新たな室の設定とい

うことでの今回の組織の改正でございます。

教育長

よろしいですか。いいですか。ではほかにございますでしょうか。

＜なしの声あり＞

特にご異議等ないということでもありますので、議案第35号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則については、このとおり可決することといたします。

議案第36号 喜多方市入田付地区活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

続いて、議案の第36号喜多方市入田付地区活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを取り上げますので、説明のほうお願いいたします。

教育総務課長

23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号喜多方市入田付地区活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則についてでございますが、入田付地区活性化センター、利用許可書等の様式を改めるための改正でございます。このことにつきましては、入田付活性化センターの利用料金の中で暖房使用時の料金加算をしておりましたが、令和2年10月施行の見直しの中で、施設の利用料と区分しないこととした条例の改正を行ったところでございます。利用許可書等の様式につきましては、この条例施行規則において規定しているところでありますので、今回、暖房の利用料金の記載を削除したいことから、改正したいとするものでございます。内容につきましては新旧対照表のほうでご説明いたしますので、24ページお開きいただきたいと思います。

まず、様式の第2号第2条関係につきましては、利用許可書になりますが、3の利用部分・使用料のところにストーブの金額部分がこれまで入っていましたが、その部分を削除するものでございます。

次に25ページご覧いただきたいと思います。様式第2号第4条関係は、使用料減免申請書になりますが、3の利用部分・使用料のところ、ストーブの記載を削除するものでございます。

次に26ページ、お開きいただきたいと思います。様式第6号第4条関係は使用料減免決定書になりますが、2の利用部分・使用料のところからストーブの記載を削除するものでございます。説明については以上でございます。

教育長

確認ですが、24ページの部分については左側が改正後、右が現行ということですのでよろしいですね。

教育総務課長

大変申し訳ありません。表記が抜けておりましたが、左側が改正後、

右側が現行ということでございます。

申し訳ありません。

教育長

ありがとうございます。今、説明ございましたが、この内容につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。
＜なしの声あり＞

では、特にご異議等ないということですので、議案第36号喜多方市入田付地区活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則については、このとおり可決することといたします。

議案第37号 学校医の解嘱及び委嘱について

教育長

続いて、議案第37号学校医の解嘱及び委嘱についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

学校教育課長

それでは、27ページをご覧ください。

議案第37号学校医の解嘱及び委嘱についてであります。学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を下記のとおり解嘱及び委嘱したいとするものであります。

まず、解嘱学校医は記載のとおりで、解嘱年月日は令和4年3月31日であります。

委嘱候補者は記載のとおりで、委嘱年月日は令和4年4月1日であります。

なお、提案理由につきましては、次ページをご覧ください。学校医の退任により、新たに委嘱しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。ただいま議案の第37号について説明ございました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員

学校医というのは定期的に任期があつて、定期的に変わるものなのでしょうか。順番に回っていくものなのか、一度なられるとご本人のほうからの退任届けがないとそのままずっと続けられるものなのか、お聞かせください。

学校教育課長

委嘱をさせていただきますと、ご本人の申出がございますまで、ずっと役職を務めていただいているものでございます。（「ありがとうございました」の声あり）

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
＜なしの声あり＞

では特にご異議等ないということですので、議案第37号学校医の解嘱及び委嘱についてはこのとおり可決することといたします。それでは、以上で審議事項のほうを終わりたいと思います。

7 協議事項

協議第10号 喜多方市教育振興基本計画に基づく令和4年度重点事業実施計画について

- 教育長 続いて7番の協議事項に移ります。
- 案件としては1件であります、加筆訂正等ありましたらお願いいたします。
- 教育総務課長 加筆修正ございませんのでよろしくお願いいたします。
- 教育長 それでは、協議の第10号喜多方市教育振興基本計画に基づく令和4年度重点事業実施計画についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。
- 教育総務課長 29ページのほうをお開きいただきたいと思います。
- 協議第10号喜多方市教育振興基本計画に基づく令和4年度重点事業実施計画についてでございますが、下記のとおり策定したいので協議をさせていただくものでございます。
- 1といたしまして、令和4年度重点事業実施計画（案）といたしまして、別冊のほうをご覧いただきたいと思います。
- まず、前回3月の定例会におきまして、教育振興基本計画のほうご議決をいただきました。それに基づきまして、その計画書の48ページに、第5章計画の実現に向けてという中で、重点事業の実施ということをやっております。重点事業を計画して実施しますということでありますので、それに基づきまして、この計画書を策定したいとするものでございます。
- ではお配りいたしました資料別冊の3ページのほうをお開きいただきたいと思います。
- 令和4年度の重点事業実施計画でございます。全部で90事業ほどありますので、新規事業などを中心にご説明させていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。
- 3ページの施策目標1、確かな学力の育成、重点的に取り組む施策といたしまして①番、各種学校訪問等の実施、3つ事業名称でございますが一番下になります。全国学力調査や総合学力調査による学びの支援、継続事業でございます。
- 事業の内容でございますが、児童生徒の学力調査結果を基に、児童生徒の習熟の実態を図り、学びの支援を行う。また、児童生徒の学力向上に対して、児童生徒や教職員、保護者、地域が力を合わせて取り組むことができるよう学力調査の結果を公表するという事で、全国学力調査及び総合学力調査を実施するという事で、予算額につま

しては、303万1,000円でございます。

続いて、重点的に取り組む施策、④番になります。リーディングスキルの向上、事業名称は読解力育成確認テストの実施、新規事業でございます。

事業の内容でございますが、全小中学生を対象に、市独自に作成した読解力テストを実施するものでございます。予算額は特にございせん。

続きまして、少し飛びますが5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

施策目標は3の健やかな体づくり、重点的に取り組む施策といたしましては⑤番、生涯スポーツへの接続、事業名称は、生涯スポーツに対する意識の醸成ということで新規事業になります。

事業の内容でございますが、運動身体プログラムを活用した授業において、多様な身体の動かし方を体験する。各種運動部活動の実施、各種運動部活動のニーズ把握、地域での各種運動部活動の支援等の検討ということで、予算については特にございせん。

次に6ページお開きいただきたいと思います。

施策目標5、学びを支える環境の整備。重点的に取り組む施策は①番、小中学校における働き方改革の取組、事業名称等は働き方改革の推進ということで継続事業になります。

事業の内容でございますが、「喜多方市立小・中学校における働き方改革取組方針」や「喜多方市運動部活動の方針」に基づき、働き方改革を推進する。学校生活支援員を配置し、教員と連携できる校内指導体制を構築することで、教員が本来の業務に専念できる体制づくりを支援する。統合型校務支援ソフトの令和5年度からの導入に向けた準備を行う。今後の学校給食会計の在り方について検討を行い、公会計導入の是非を含め、方向性についてまとめるということで予算額は特にございせん。

重点的に取り組む施策④番、遠距離通学における安全・安心の確保、事業名称は中ほど、スクールバス更新事業で新規事業となります。事業の内容についてでございますが、児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、老朽化したスクールバス1台を更新するということで、山都地区になります。予算額は898万1,000円でございます。重点的に取り組む施策⑤番、小中学校適正規模適正配置の推進、事業名称等は、小中学校適正規模適正配置の検討ということで継続事業になります。

事業の内容でございますが、教育環境の整備を目的として、小中学校の適正な学校規模及び適正な配置に関し、検討を行い、実施計画の

策定を進める。実施計画（案）の取りまとめ、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会の開催、地区ごとに地域説明会の実施、上三宮小学校小規模特認校の実施、学区等管理システム関連業務委託、予算額は683万1,000円でございます。

それから重点的に取り組む施策⑥番、保護者の経済的負担の軽減、事業名称は1番下になります。小中学校給食費負担軽減事業の実施、継続事業になります。

事業の内容でございますが、学校給食における保護者の経済的負担を軽減するため、給食費の2分の1に相当する額を補助する。次年度以降の事業や補助率の継続について検討するため、保護者及び市民へのアンケート調査を実施するという事で、予算額につきましては上の段、給食費2分の1補助につきまして8,174万円でございます。次に7ページご覧いただきたいと思います。

重点的に取り組む施策の⑩番、ICT活用力と情報活用能力及び情報モラルの育成、事業名称等は、ICT活用力と情報活用能力の育成、継続事業でございます。

事業の内容でございますが、児童生徒が情報を収集・選択し、ICT機器を有効なツールとして活用することで教科内容のより深い理解や定着を目指す教育を展開するよう指導する。児童生徒1人1台に端末及びモバイルWi-Fiを配置する。タブレット端末を活用した事業対応のため、指導者用タブレット端末を配置する。GIGAスクール運営支援センターへ事業業務を委託する。予算額は8,189万5,000円でございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。

基本目標Ⅱの部分になります。9ページご覧いただきたいと思います。

施策の目標については、1の学びを通じた心豊かな人材の育成ということで、重点的に取り組む施策は、9ページの1番下になります。⑥番、社会教育施設の整備、事業の名称は、社会教育施設整備改修事業、継続事業になりますが、事業の内容といたしましては、公共施設等総合管理計画個別施設計画や中期財政計画を踏まえて、計画的に施設の整備を行うということで、上から3つの黒丸につきましては既存施設の機能向上の工事でございます。一番下につきましては、山都公民館建設事業、設計業務委託市民懇談会の開催ということで、予算額につきましては5,734万7,000円でございます。その下になります。事業名称等、ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業、新規事業でございます。

事業の内容でございますが、第2期工事、基本計画策定業務委託と

ということで、機能・仕様・模等の検討を実施するということで、予算額につきましては814万円でございます。

次に、10ページお開きいただきたいと思います。

施策目標は2のスポーツに親しめる機会の拡充ということで、重点的に取り組む施策といたしまして、①番、スポーツに参加できる機会の提供、事業の名称は上から2つ目になります。太極拳振興事業、新規事業でございます。

事業の内容につきましては、太極拳の振興により、市民の健康維持増進及び競技力向上を図るということで、太極拳のまち推進委員会、太極拳講習会、太極拳フェスティバル講習会の実施。予算額につきましては320万1,000円でございます。その2つ下になります。事業名称、スポーツ振興による元気なまちづくり推進事業、こちらも新規事業でございます。

事業の内容でございますが、地域おこし協力隊事業活用した「スポーツ振興コーディネーター」を配置し、総合型地域スポーツクラブの活動支援や、新たなクラブの設立支援、地域に出向いたスポーツ教室の実施など、市民のニーズに合った取組を実施することにより、市民の自発的なスポーツ活動を促すとともに、地域のにぎわいを創出させ、元気なまちづくりを実現させる。コーディネーター活動のための公用車購入でございまして予算額は192万1,000円でございます。その下になります。事業名称は、スポーツ活動活性化サポート事業で新規事業でございます。事業の内容でございますが、市が主催するスポーツイベントなどの情報を一元化する。また、市有体育施設の利用申請の機能を追加し、利便性の向上を図るとともに、参加申込みや参加料の決済ができる専用のウェブサイトの運用を図る。予算額は143万7,000円でございます。

次ページ、11ページご覧いただきたいと思います。重点施策といたしましては②番、健康づくりを意識したスポーツ活動の推進、一番上になります。事業名称、オンラインを活用したイベントの実施、新規事業でございます。

事業内容については、eスポーツによる元気なまちづくり推進事業。それから、ラン&ウォーク2022喜多方大会事業でございまして、予算額は67万3,000円でございます。

次に、12ページお開きいただきたいと思います。

重点的に取り組む施策といたしまして⑥番、社会体育施設の整備、事業名称等は社会体育施設整備改修事業で継続事業でございます。

事業の内容につきましては、公共施設等総合管理計画個別施設計画や中期財政計画を踏まえて、計画的に施設の整備を行うものでござい

まして、主なものといたしまして、一番下になります。市民プール整備事業（市民懇談会の開催）ということで、予算額につきましては2,032万4,000円でございます。

次に13ページご覧いただきたいと思います。基本目標Ⅲの部分になります。

施策目標1、市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充ということで、重点的に取り組む施策といたしまして①番、文化芸術を身近に感じられる環境づくり、事業名称等につきましては一番上になります。文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業、継続事業でございます。

事業の内容でございますが、令和2年度から令和4年度までの3か年で「文化芸術推進本計画」を策定する。また、あわせて「文化財保存活用地域計画」を策定するというので、令和4年度につきましては、関係機関との協議・調整、計画の策定という事業内容でございます。予算は1,143万4,000円でございます。事業名称その下になります。文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業ということで、喜多方将棋普及事業、新規事業でございます。

事業の内容につきましては、さらなる将棋の普及・発展を図るため、全国規模の将棋普及の取組である「将棋の日」を本市で開催する。また「子ども将棋教室」や児童クラブでの将棋体験実施など、子どもへの将棋普及に努めるものでございまして、予算額は791万円でございます。

次に14ページをお開きいただきたいと思います。施策目標といたしましては、13ページに記載の地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用ということで、重点的に取り組む施策につきましては、①の文化財の保存と活用でして、14ページの一番上になります。事業名称につきましては、文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業でございます。また、継続事業でございます。

事業の内容でございますが、令和2年度から令和4年度までの3か年で「文化財保存活用地域計画」を策定する。あわせて文化芸術推進基本計画を策定するというので、令和4年度につきましては、関係機関との協議・調整、計画の策定を実施するものでございます。予算額につきましては、再掲となりますが1,143万4,000円でございます。

以上、抜粋して説明のほうさせていただきましたが説明は以上になります。協議よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございました。今、重点事業等について説明あったわけですが、最初3ページにお戻りいただいて、基本目標Ⅰ、全ての子ども

もの「生きる力」を育む、これがずっとあるわけですが、8ページまであるわけなんですけど、まずここについて何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

大森委員

3ページの施策のところの⑭番になりますかね、リーディングスキルの向上ということで新規に出ているんですけども、ちょっと唐突な感じがしたんですけど、これが新規事業になった背景を教えてください。

学校教育課長

リーディングスキルの向上、つまりその文章をいかに正確に読み取るかということが、学力の向上に非常に寄与するということの方が分かっておりますので、本市としましては、まずそのリーディングスキルを高めるために何をしたらいいかということで、まず、リーディングスキルに関する研修会を行ってまいりました。そしてリーディングスキルを高めるための問題を生徒児童にやらせる問題なんですけど、そうしたものの作成をしながら、子供たちに文書を正確に読み取る力を高めて、それを学力向上につなげていこうというのが大きな目標でございます。そうした内容につきましては、例えば確認問題というものでは例えば、そのという言葉がどこを指すのですとか、主語と述語がどのようにかかり受けをしているか、そうしたところまで子供たちにしっかりと読ませたい。つまり一般的なアンケート調査の中で問題文を正しく読みきれていない子供の実態が明らかとなったというのが、やはり大きなリーディングスキルに着目した大きなところではございましたけれども、本市の子供たちにおきましても、そうした状況、何でしょうか、正確に読み切れていないというようなところがありますので、そうしたところ補強しながら、学力向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

大森委員

よく分かりました。読解力というとは私は、まずその読解力に行く前に、1番最初にやんなくちゃいけないのは、単語を頭の中にたたき込むことだと思うんですね。単語が分かんないと、絶対に英文は読めないし、その次にやることは英文法、基本的な英文法を理解すること。そして短めの文章、長文読解ではないですけども構文というのを読んで慣れること、要は、今、課長がおっしゃったように、そのという部分はどこにかかっているの、この関係代名詞って何にかかっているんだというのを部分を覚えた上で、今度は長い文章で読解というふうになると思うので、いきなりこのリーディングスキルの向上ということで、読解力テストをやっても、ちょっと僕は効果が薄いのかなと思うんです。繰り返しになりますけれども、まずは単語を、このA4の用紙に入っている長文の中に、はい、分かんない単語何個ありますかというところで、はっきり言って分かんない単語が10個あったら、ほ

ば読めないですよ。まず単語が読めない、意味が全部分かる。ただ、単語が分かったんだけどもただこの文章が何を意味してんのか分かんないというのは、恐らくこれ文法の理解が多分足りないと思うんです。だから、リーディングスキルの向上のために読解のテストという前に、まず僕は単語なんだろうなというふうには考えています。以上です。

学校教育課長

私の説明が足りずに申し訳ございません。リーディングスキルの向上といのは、英語というところではなくて、現在のところは日本語による英語に特化したものではないというところだけ委員さんには、ご理解いただきたいと思います。英語もちろんリーディングスキルが必要だと思いますけれども、現在私たちが取り組んでおりますのは、日本語のリーディングスキルの向上というところで、日本語による問題の意味の掌握の仕方ですとかそうした力をまずは高めて、もちろんその力は、英文法にも必ず関わってくると思いますので、そうした広がりを持って進めてまいりたいと思います。

教育長

リーディングスキルというの横文字ではあるんですが、これは基本、日本語なんですね。いろんな調査の中で、子供たちがやっぱり実は先生方も我々大人もなんですけれども、書かれている文章等をよく理解しない、していない。だから全て問題というか、例えば学力調査ということではないんですが、諸調査、いろいろな学力だけでなく、文章で書かれているんですよ。ところがそれを読みきれていないんです。だから正確な回答がそこの中から、なかなかこう出てきていないというか、もっと別に言うと、ご自分の生活の中をちょっと振り返ってみてください。特に奥様とか子供たちと話すときに、あれ、その、これ、あれとかというやうないわゆる指示語的な言葉がいかに多いか。それは子供に伝わっていない。でも大人は要求しているんです。そういうことではまず駄目だということもあるし、子供たちがあれ、これ、そのと言われたときに、あれというのは何を意味するのかというのをいわゆる1つの文脈の中からきちんと拾えるようにする。それが聞いている中でも、言葉上の会話だけでも、これが発展して分かるようになっていくという。だから読解力がないと算数でもですね、社会科であろうが理科であろうが、正しい答えに結びつけることが出来ないケースが非常に多い。それで今、本市でもそうですが、全国的にも今これから特に着目される中身なんですね、リーディングスキルというのは。そういったことをうちの市としては、早めに手がけて、先生方と子供たちにそのリーディングスキルというか正しい文の読み方というか、それを理解していただくという取組なんです。ほかにございますでしょうか。

長田委員

同じく英語のところなんですけれども、ALTの方がその事業内容のところ、ローテーションという言葉がございましたけれども、このローテーションというのは、ALTの先生が回られる意味のローテーションなのか、それとも4人いらっしゃるということで、市内の学校、担当が幾つか兼務していらっしゃると思うので、それを年度ごとに先生というかALTを動かして、いろんな外人の方と接せれるようにするという意味のローテーションなのか。私がちょっと、認識していたのは、やっぱり1つの学校にいらっしゃったALTはずっと次の年もってというパターンが今まであったかと思うんですけれども、やはりせつかく4人もいらっしゃるのであれば、出身国も違い、しゃべり方も違い、やはり個人的な語学とか教え方も違うと思うので、いろんな外国の方に接せれるように、そういう意味のローテーションというのもすごく有効なのかなというふうに感じています。

それと先日、卒業式で学校に伺ったときに、スタッフのところにいるいろいろお名前があって、イングリッシュサポーターという名称で日本人の方のお名前があったんですけれども、この中にそういった名称の方のお手伝いというのが載っていなかったんですが、ALT以外に学校の先生以外で、イングリッシュサポーター的な方というのを活用してらっしゃるのか、それは学校独自にされているものなのか。その辺りもお聞きしたかったところです。

学校教育課長

今、長田委員さんのほうから2つ質問ございまして、まず1つ目のローテーションについてなんですが、このローテーションは、さきにお話しいただきました教員がALTが学校を回るという意味のローテーションで、教員そのものが学校を変わって幅広くというところまでは、まだ現実化してないところでございます。ただし、今お聞きしました外国人、いろんな外国人に触れるという意味では、大変貴重なご意見を頂戴したなと思っておりますので、なお今後、そうしたローテーションについても考えてみたいなと思います。

2つ目のイングリッシュサポーターについてでございますが、こちらの公民館の事業の中で、英語に興味のある方が講座、英語に関する講座が公民館でございまして、その講座に応募して、研修を受けた人は、学校の英語の先生や教室の中で、その補助として入っていただき、もちろん僅かではございますが、御礼も差し上げながら一緒に学ぶ、サポートしていただくというのが、イングリッシュサポーターでございまして、本年度は10名ほど市内ではいらしたところです。イングリッシュサポーターの方に、それぞれの小学校などに行っていただきながら、その外国語の英語の事業があるときには、一緒に教室に入っていて、主にサブとしてなんですけれども、教師の補助としなが

ら、子供たちの個別化の指導に、個別的な指導に生かすというようなことで、ご協力をいただいているものでございます。

教育長

よろしいですか。（「ありがとうございます」の声あり）ほかにございましたらお願いいたします。

<異議なしの声あり>

それでは、基本目標の2のほうに移ります。ページでいうと8ページからになります。ここから基本目標の2なので12ページまで、この間で何かございましたらお願いいたします。

長田委員

すみません、先ほどのところちょっと1つ聞き忘れたことあったんですけどよろしいでしょうか。申し訳ありません。

6ページの一番上のところなんですけれども、事業内容のところで学校生活支援員という立場の方が出てくるんですが、これも同じく学校に伺ったときに、スクールサポートスタッフという名前があったんですけども、それと全く同じものなのか。あとそれからそこに予算が計上されていないんですけども、この方たちは、学校生活支援員という方は、無償のボランティアとして関わっていただくものなのか、お教えいただきたいと思います。

学校教育課長

それでは6ページの、まず学校生活支援員についてご説明を申し上げます。こちらのほうは、学校生活支援員といいますのは、特別なニーズを持った子供が、やはり学級にたくさんいらっしゃいます。そうした子供に対して、教師とともに一緒に補助的な役割として入る方でございます。こちらの学校生活支援員の配置につきましては、これは予算がかかっているものでございます。

それからスクールサポートスタッフといいますのは、これは県の事業でございます。これはコロナ対策に係る消毒業務等、あとは学校事務等、そうしたものに关わるもので、主にこれは事業に关わるものではございません。スクールサポートスタッフは印刷をしたり消毒をしたりというような、これは県の事業で配置をしていただいているところで、大体、各校に1名程度は、入っていないところもございすが、1名程度はそうした方が半日程度勤務をしているところでございます。

教育長

よろしいですか。

学校教育課長

よろしいですか、申し訳ございません。先ほど学校支援員の方の予算につきましては5ページをご覧くださいませでしょうか。5ページの4番、一人一人のニーズに応じた教育の②番、特別支援教育の充実というところの上から2番目、学校生活支援員配事業として、こちらは2,761万円の予算をこちらのほうで確保しているところでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

教育長 それでは、8ページのほうに移ります。生涯学習活動への主体的な実践力を育むということで基本目標2の内容であります。12ページまでですが、この間で何かございましたらお願いいたします。

高橋委員 10ページの下から2つ目のスポーツ振興による元気なまちづくり推進事業、新規というところの、地域おこし協力隊事業を活用というところが1つどういったものか質問です。

それともう1つは、総合型地域スポーツクラブの活動支援と出ていますが、総合型地域スポーツクラブについては喜多方市は、もう支援をしていなくて独自のそれぞれボートの会ですとか、独自にやっている状態ではなかったかなと、ちょっと現状が分からないんですが、今後、市独自の総合型地域スポーツクラブというのを推進していくということに捉えていいんでしょうかと、2つ質問です。

生涯学習課長 スポーツ振興による元気なまちづくり事業ということで、こちらにつきましては、スポーツ振興コーディネーターということで、地域おこし協力隊の事業を活用してスポーツ振興を広げて進めたいということでございまして、先ほども申し上げましたように、組織改編によって様々なスポーツを振興していきたいというふうな考えでございまして。今までであったスポーツ推進係とボートの部分を統合して、あと太極拳の部分を高齢福祉課のほうから包含して、スポーツとボート、太極拳、それと、ニュースポーツ、eスポーツという部分で様々なスポーツのニーズがあろうかとは思いますが、それらニーズを的確に捉えまして、スポーツコーディネーターによるスポーツをさらに推進していきたいというふうな考えのものです。

それと、総合型スポーツクラブにつきましては、今、市内に3団体ございますが、それら団体をまず増やしていきたいということで、その団体を増やすことによりまして、地域のスポーツの活性化にもつながるということでそちらの団体数を増やしていきたいということでございます。

以上です。

高橋委員 すみません、総合型地域スポーツクラブ、この予算ついてはいるんですが、これはスポーツクラブへの支援の金額も入っているんでしょうか。

生涯学習課長 すみません、この事業費については、コーディネーターが活動するために公用車が少ないということで、それを購入したいというものの事業費の計上でございます。

教育長 よろしいですか。

高橋委員 きちんと理解が出来ていないので申し訳なかったんですが、体協やスポーツ推進員との兼ね合いなど、ちょっと分からないところもある

ので、今日じゃなくていいので、いずれ、こういった組織でどういう活動をしていくものなのか、何か教えていただく場があればいいなと感じました。

以上です。

生涯学習課長

それはスポーツ振興コーディネーターの活動の内容ということでよろしかったでしょうか。（「あとスポーツクラブとの兼ね合い」の声あり）分かりました。

教育長

この中身の事業の中身がもう少し分かりやすく説明していただければ、それでいいのかなと思うので、いいですか、じゃあ、次回でも大丈夫ですか。そこをよろしくお願いします。生涯学習課のほうでよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございましたらお願いいたします。

長田委員

12ページの社会体育施設の整備のところなんですけれども、市民プールの修繕が記載されていましたが、これは7ページの学校の小中学校施設改修のところと絡めて、学校プールの在り方の検討というふうに7ページではあったんですが、今後だんだん学校のプールを使用しないでこういう市民プールを利用していくという方向も考えられているということも含まれているんでしょうか。

生涯学習課長

市民プール、施設関係の部分ですが、長田委員もご承知のことと思いますけれども、喜多方市民プール、押切川公園のところに立地してございますが、築51年が経過しておりまして、老朽化が著しいということで、毎年修繕を重ねながら何とか営業しているというふうな状況でございます。昨年度、庁内に市民プール学校プール検討委員会というのを立ち上げまして、既存の市民プールを整備するか新たに新築するかという検討も含めまして、小学校、中学校にも学校プールそれぞれありまして、ほとんどの小中学校のプールが老朽化しているということで、学校プール、例えば小規模校のプールを統合して市民プールを利用するとか、そういったことももろもろの問題を整理しながら、学校プール、市民プールの整備検討会ということで検討しているところでございまして、今年度においてそれらの庁内検討委員会等々を加速化させて、問題整理をしていきたいということで、一応教育委員会内では今ある市民プールを整備したいという方向性で考えております。

教育長

よろしいですか。

長田委員

やはりプールの維持管理費、とても人員のことも含めて大変なことだと思いますし、監視の目のこともあって、市民プールと連携されていろいろ検討されていかれるのは大変有意義なことだと思います。ほかの市でも、やはり学校のプールを使わないで市の整ったプールでと

いう形でされてるところもあると思いますし、今コロナで室内の閉塞感があったり、室内の遊びが出来なかったり、開放的なプールというのは子供たちにとってとても楽しみで待たれるものだと思いますので、ぜひ支障のないように今期も子供たちが利用できるように、検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

では、13ページのほうに移ります。基本目標3についてであります。裏の14ページまでであります、ここに関して何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。

最後に全体通して、何か言い忘れたこととか、これはというものがあればお願いいたします。

遠藤委員

すみません、細かくて。一番右の所管課とありますが、できれば課の下に係名とか入れていただくと、なお分かりやすいのかなと思いました。

教育長

一番右端のところですね。所管課のところ。ここについてはどうですか。

教育総務課長

係名についてということでございますが、課の中の係で1つの係ではなくて2つの係で一緒にやるような部分ですとか、例えば教育総務課ですと課の中に1つの係しかございませんので、そういったこともありますので、記載のほうは課のレベルでということをお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

教育長

そういったことで、課ということをお願いしてよろしいですか。ほかにございますでしょうか。

高橋委員

すみません、ちょっと戻ってしまって申し訳ない。11ページなんです、オンラインを活用したイベントの実施、新規という事業があって、eスポーツのことも書かれているのですが、先ほどちょっと質問して納得はしたんですが、やっぱりWi-Fiの設定とかそういったのは、別に教育委員会だけで考えられるものではないと思うんですが、やっぱり全市的なWi-Fiというか、そういった整備もちょっと急ぎながらのイベントの実施というのをぜひ目指すように頑張っていたきたいと思うんです。

要望なんです、あとeスポーツをやると言っているところは結構珍しいんじゃないかなとちょっと思うので、これはちょっと目玉だなと思うので、うまくいいところ悪いところも含めたりテラシーから始めて、生涯学習としてのeスポーツの在り方というのをうまく打ち出して、ちょっと目玉になるかなと、新しい複合施設とか出来てもそこ

でもできるのかななんて思ったりすごい期待していますので、1つ質問です。今まではこれが要望、意見で、次が質問なんですが、そのeスポーツの設備というのはどこかに設置するのでしょうか。

生涯学習課長

eスポーツについては、特に現在のところ設備的な施設を整えるということでは考えてございません。当面、W i - F i での環境を整えて、パソコンとあと映し出すスクリーンですか、そういったもろもろの機材があれば当面は大丈夫かなと思いますけれども、今後そういったニーズが増えていく中で、例えばeスポーツのスポーツスタジアムですとか、そういった形で整備するのがいいののかも含めて、今後の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えてございます。

なので委員おっしゃったように、生涯学習課としても新たな事業ということで、重点事業に掲げて推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

高橋委員

ありがとうございます。これから重点的に始めて、ぜひオリンピックを目指して、喜多方市からeスポーツのオリンピックの選手が出るというのが、ちょっといいかなと思いますので、ぜひぜひお願いしたいと思います。運動能力にたけていなくても、年齢関係なくできるというところが、とてもいいなと思いますのでそういった取組も、市独自とちょっと本当に珍しいのではないかなと思っていますので、期待するところです。

よろしくお願いします。

教育長

頑張りましょう。

生涯学習課長

先ほどのスポーツコーディネーターの関係なんですけれどもよろしいでしょうか。

まずスポーツコーディネーターの部分については、地域型スポーツクラブ3団体ほどございまして、山都スポーツクラブだったり、あとひめさゆりクラブ、あとボートの會津磴漕会、3団体ございますが、それらの団体の支援はもちろんのこと、あと地域のニーズに合ったスポーツ団体を増やしていきたいということでございます。それらに関しても、もちろん地域に合ったニーズを調査して、この地域にはこういったニーズがありますよという形で、スポーツコーディネーターが調査分析して、例えばこの地区だったらこういうスポーツが盛んに行われているので、このようなスポーツクラブを立ち上げて、地域を活性化していきましょうというふうな取組というのを考えてございます。それと市体協のほうにもいろんなクラブ、団体、加盟してございますが、それらとも連携しながら各種スポーツ教室等々を推進していきたいというふうなことでございます。

教育長

そうするとここで総合型地域スポーツクラブということを行っているけれども、それとは違いますね。

総合型地域スポーツクラブというのはまた別体制というか内容もまた別だから、ここはちょっと吟味してみてください。今言ったような中身であれば文言もちょっと変わるのかなと思うので。

よろしくお願いします。

生涯学習課長

すみません、先ほどの高橋委員からありました子ども育成会、子供会の部分ですけれどもよろしいでしょうか。

子ども育成会連絡協議会というのがありまして、そちらの団体に加盟している団体ということで旧喜多方地区になりますが例えば、一小学区でしきみ子供育成会とか二小学区ですとほおの木子供育成会ということで、全部で9地区の町単位での団体がございます。その下部組織ということで、各町になりますが、全部で91団体ございます。

その活動内容ということで各町町によって各地区、各町によって活動内容、様々でございますが、ほとんどの地区においては資源回収等々を主に実施しているということだったり、あとは夏休みの親子遠足だったり、クリスマス会、あとはスポーツ教室ということで、その地区地区で様々な活動等々を行っているようでございます。ここにコロナ禍によって、事業が中止、延期したり縮小してございますが、今後もこういった活動をしている地区の支援等々もしていきたいというふうなことでございます。

教育長

よろしいですか。ほかにございましたら、よろしいですか。

長田委員

13ページの文化財のところなんですけれども、会津型のことなんです。これは大変貴重な全国的にも数少なく、貴重な型染で大変多くの型が喜多方で見つかったということで、ぜひこのイベントだけに限らず、どんどん使って行って、皆さんに周知して広めて行って活用していただくような体制ができればいいなと思っています。会津木綿などもデザインや使い方に大変工夫がされて若い方にも人気があったり、あと沖縄というとなんかやっぱり紅型と思い浮かぶものがあると思うんですけれども、会津型もそういうふうになればいいなと思っていて、今グッズなんかも一筆銭ですとかメモ帳ですとかいろんなのが、かわいらしいパステル調でとか、現代風な使われ方で製品化されているんですけれども、あと喜多方市は漢字の町ということで、高橋先生の古代文字を利用して、図書館ですとか駅ですとかに古代文字の看板なんかを町全体として漢字の町にしようということで広めていますけれども、そういった形で会津型も何かいろんなところで自然に目に触れて、こういうのがあるんだというのが認識できるようになれば楽しいんじゃないかなと思います。

それで文化財は、下のほうに書いています子どもの頃から文化財に親しみ興味が持てるようにというふうにあるんですが、やはり保存と活用というのは相反するところがあるようにも見えつつ、やっぱり保存があつての活用で、また、活用があつての保存の意識が高まると思いますので、散逸されていたり、代が替わって、無造作にされてしまうもの、ないがしろにされてしまうものも出てくる文化財だと思うんですが、やはり子供の頃からなれ親しんでいくような環境づくりをいろんなところと協力し合いながらやっていただけるといいかなと思いました。

文化課長

会津型についてのご意見いただきましてありがとうございます。文化課のほうでも令和2年度から会津型の事業、まずは知っていただいて楽しんで活用していただく事業を進めております。コロナの関係もあつたりして、なかなか全体的な広がりにするのも難しいということありますけれども、現在、いろんな事業者であるとか学校でも活用されていますし、広がりが出てきているところでありますので、来年度については、いろんな事業者の方とか学校の関係者とか、意見を聞きながら、今後どういう活用していくと広がっていくかというような、事業についても進めていって、それから文化課としても守りながら、どうしていくと使いやすい、皆さん使っていただきやすい環境づくりができるのかという辺りについても検討していきたいというふうに思います。文化財についても確かに保存と活用、両輪ですし、また活用が保存につながるという好循環を生めるような形で、今計画もつくっていますので、そのような形で進めたいと思います。

ありがとうございます。（「ありがとうございます」の声あり）

教育長

この重点事業の件については、この程度でよろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

それでは、協議事項のほうは終わらせていただきます。

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

教育長

続いて8番その他で、教育長及び各委員からということではあります。ここで私のほうから特にはないですが、事務局からありますか。

＜なしの声あり＞

教育長

(2)まで含めて事務局からないですか。いいですか。委員の皆様方から何かございませんか。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

それでは、その他については特にないということで終わりたいと思います。

9 連絡事項

(1) 令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長

続いて、9番の裏のページですが、連絡事項に移ります。

令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等についてということで、説明のほうをお願いします。

教育総務課長

資料30ページのほうお開きいただきたいと思います。令和4年度の教育委員会の会議の開催日程（案）等についてでございますが、3月の教育委員会定例会でお示しいたしました内容から、4月14日開催の定例会の会場につきまして、第3委員会室としておりましたが、アイデミきたかたのほうで行うというふうにさせていただきますので変更をしております。そのほかの開催日等について変更はございません。

なお、アイデミきたかたにつきましては、今日お手元のほうにパンフレットのほうを用意しております、まず施設全体、アイデミきたかたでございます、もう一つのパンフレットのほうは屋内の子供遊び場のほうは、めぐプラザという名称になっておりますので、こちらパンフレットのほうをご覧くださいと思います。なお、アイデミきたかたのほうのパンフレットを少し見ていただきたいと思います、開いていただいて、見開き2番のところでした、ここの四角でくくってある2番目のところ、介護人材養成室2階と書いてあります場所、ここで来月の定例会のほう開催を予定したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから4月14日の定例会終了後でございますが、アイデミきたかたの視察のほうを予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

またその下になります。今後の日程につきましては、記載の7件でございます。上の2つ、小中学校の入学式につきましては、前回3月の定例会におきまして学校教育課のほうから詳細をお知らせしておりますので、ご対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。上から3つ目から6つ目までの各会議、記載の会議につきましては、教育長の出席となります。最後に1番下になりますが、令和4年度福島県市町村教育委員会連絡協議会、会津教育事務所域内三支会定例会、4月22日午後1時30分からになりますが、教育長及び大森職務代理者の出席対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上になります。

教育長 ありがとうございました。今後の日程等について今説明ございました。何かありましたらお願いします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長 それではよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、案件全て終わりました。

これをもちまして、本日の臨時会のほうを閉じたいと思います。お疲れさまでございました。

なお、閉会時刻については午後 0 時 05 分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。

令和4年3月教育委員会臨時会会議議事録

- | | | | |
|---|-------|---|--|
| 1 | 招集年月日 | 令和4年3月29日（火）午前10時00分 | |
| 2 | 招集場所 | 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室 | |
| 3 | 出席者 | 教育長
教育長職務代理者
二番委員
三番委員
四番委員 | 大場健哉
大森佳彦
遠藤一幸
高橋明子
長田聡子 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐
文化課長補佐
中央公民館長補佐 | 高畑圭一
佐野仁美
穴澤正志
佐藤洋
松崎裕美
栗城由紀
小荒井浩
塚原和憲
油井弘美
高橋淳
鈴木美智子
片岡洋
塚原優郁 |
| 5 | 閉会 | 午後0時05分 | |

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 書記の指名

教育長

改めましておはようございます。

全員おそろいですので、ただいまから令和4年3月教育委員会臨時会を始めたいと思います。

開会時刻につきましては、午前10時ということでお願いいたします。

続いて会期の決定であります。会期につきましては、本日1日ということでよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

異議なしということでありますので会期につきましては、本日1日といたします。

続いて、3番の書記の指名に移ります。書記につきましては、教育総務課の塚原課長補佐にお願いしたいと思いますがよろしいですか。

＜異議なしの声あり＞

異議なしということでありますので、書記につきましては、教育総務課の塚原課長補佐にお願いいたします。よろしくをお願いします。

- 4 報告事項

- (1) 行事等の報告

教育長

続いて、4番の報告事項に入りますが、内容に入ります前に、事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

それでは加筆と追加資料の配付がありますので、あわせてお願いいたします。

まず、1ページになります。行事等の報告につきまして、加筆のほうをお願いしたいと思います。一番下に加筆のほうをお願いと思いますが、3月28日月曜日、時間が15時からということで、行事の名称ですが、教職員退職者離任式。開催場所は、喜多方プラザでございます。担当課名は学校教育課、教育委員会の出席者につきましては教育長、教育部長、学校教育課長。以上、加筆のほうをお願いいたします。

それから追加資料についてでございます。報告第40号の令和4年度喜多方市公民館事業計画について、本日、机のほうにお配りしており

ますが、A4の用紙で1枚になりますが、要素の分類方法という資料につきまして本日追加をお願いいたします。

加筆修正等については以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。ただいま、加筆の部分、それから新たな資料配付などがありました。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

それでは、内容に入りたいと思います。初めに行事等の報告を取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

教育総務課長

1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

行事等の報告についてでございますが、前回3月の定例会開催日の3月17日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり5件でございました。日時、行事名、開催場所、出席者につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございます。

今、事務局より説明ありましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

特にないということですので、行事等の報告につきましてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第34号 後援の承認について

教育長

続いて、(2)の教育長の報告ということで報告の第34号から40号まであります。

それでは、報告第34号後援の承認についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

報告第34号後援の承認についてでございますが、3月定例会以降、後援を2件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては、所管課から説明をいたします。

生涯学習課長

それでは後援についてご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと思います。まず、ナンバー1の後援であります。事

業名につきましては、子供と家族の未来を考えるマネー講座で、開催日につきましては令和4年5月18日、22日、25日の3日間で、会場につきましてはZ o o mによるオンライン開催となります。

この事業であります、子育て世帯の経済支援の情報、あるいは教育資金準備等の情報などの提供により、保護者及び子供たちが安心して教育を受けることができる環境づくりにつながる講演会という内容でございます。以下、記載の内容でございます。

次に、ナンバー2の後援でございますが、事業名は、第46回ピティナ・ピアノ・コンペティション喜多方地区予選で、開催日につきましては、令和4年7月3日、日曜日で、会場は喜多方プラザの小ホールになります。

この事業でございますが、就学前の幼児から成人までを対象に、優れた音楽才能の発掘や育成を目的に開かれますピアノコンクールで、予選会優秀者には東北大会に出場しまして、全国大会を目指す予選会となっております。以下、記載の内容でございます。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま後援2件について説明がありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

特にないということですので、報告第34号についてはこの程度といたします。

報告第35号 喜多方市教育委員会職員の異動について

教育長

続いて、報告第35号喜多方市教育委員会職員の異動についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

教育総務課長

4ページをご覧いただきたいと思います。

報告第35号喜多方市教育委員会職員の異動についてであります、令和4年3月28日付で発令しました喜多方市教育委員会職員の異動について、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分をいたしましたので、同規程第2項の規定によりご報告するものでございます。

1の異動の内容につきましては記載のとおりでございます。

2の発令年月日につきましては、昨日令和4年3月28日でございます。

説明は以上になります。

教育長 ありがとうございます。ただいま説明ございましたが、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

 <なしの声あり>

 では特にご意見等ないということですので、報告第35号についてはこの程度といたします。

報告第36号 喜多方市教育委員会職員の異動について

教育長 続きまして、報告第36号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてを取り上げます。説明のほうお願いいたします。

教育総務課長 5ページをお開きいただきたいと思います。

 報告第36号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてありますが、令和4年3月31日付及び令和4年4月1日付で発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づきまして、下記のとおり専決処分いたしましたので、同規程第2項の規定によりご報告するものでございます。

 1の内示の内容につきましては、6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

 別紙1といたしまして、1が転出等14件、その下になりますが、2が転入等で8ページまで記載されております26件でございます。

 5ページのほうにお戻りいただきたいと思います。2の内示年月日は令和4年3月18日でございます。

 説明は以上になります。

教育長 ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

遠藤委員 去年もいらっしゃったと思うんですが学芸員の方、また今年も退職されるということで、様々事情はいろいろあると思うんですが、事務局としてはどのように捉えているのかなということでお願いしたいと思います。

教育総務課長 学芸員の方の退職ということでございますが、自己都合というようなことで聞いておりますので、致し方ないといえますか、ということでございます。

遠藤委員 ぜひ喜多方に戻って来れるような人材の育成ということで、教育委員会広いですが、生涯学習含めて何というんですかね、人材を育成していったらいいなとは思っているのです、よろしくお願ひしたいと思ひます。

 以上です。

教育総務課長 採用試験を経ての採用ということになりますので、その辺りにつきましても、総務課の人事担当には話はしておきたいというふうに考えております。

教育長 ほかにございますでしょうか。

長田委員 私も同じく 6 ページの提出の、今の部分のご質問だったんですけども、この記載のされ方が学芸員の方、副主任学芸員の方が異動内容が喜多方市に出向（退職）という書かれ方になっておりましたので、これはどういうふうに捉えていいのかとちょっと疑問に思った次第なんですけど、教えていただければと思います。

教育長 その辺のちょっと説明をお願いいたします。

教育総務課長 退職の場合には何といいますか、まず退職ではなくて喜多方市職員に任命された場合は、まず喜多方市職員に任命するという事で、喜多方市長部局のほうで任命書のほうをいただくようになり、辞令交付を受けます。その後、教育委員会ですとか、例えば選挙管理委員会ですとか、行政委員会につきましては、市のほうから出向というような形になります。逆に、行政委員会のほうから市長部局に戻る場合につきましても、出向というようなことになるところでございます。退職につきましては、行政委員会での退職というのがちょっとございませんので、一度喜多方市のほうへ出向という扱い、辞令を交付しまして、その後に退職ということになるものですから、このような記載になっているところでございます。

教育長 よろしいですか。

長田委員 ありがとうございます。続きよろしいですか。すみません。それで、先ほど委員が言われたように、やはりこの後、転入のところに学芸員の記載がございませんでしたので、年度の途中であっても、ぜひまたそういった資格の方を入れていただけたらありがたいなと思った次第です。

文化課長 学芸員の採用につきましては、先ほど教育総務課長から話があったとおりなんですけれども、なかなかちょっと急な退職でもありましたので、正職員での補充というところがなかなか難しかったかと思えます。来年度につきましては、会計年度任用職員の学芸員の採用ということを考えておまして、課全体でフォローしながら進めていきたいと考えております。

教育長 よろしいですか。ほかにございましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

ほかに特にないということでありますので、報告第36号につきましては、この程度といたします。

報告第37号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について

- 教育長 続いて、報告の第37号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてを上げます。説明のほうお願いいたします。
- 生涯学習課長 それでは、報告第37号をご説明いたしますので、9ページをお開きいただきたいと思います。
- 喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づきまして、喜多方市教育委員会関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告申し上げます。
- 団体名、認定取消日等につきましては、次ページ10ページをお開きいただきたいと思います。認定を取消した団体につきましては、記載の13の団体になりますが、取り消しの理由といたしましては、いずれも認定継続取下書の提出があったことによる認定の取消でございます。代表者、所在地、認定取消日につきましては、記載のとおりでございます。
- 説明は以上です。
- 教育長 ただいまの内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- 長田委員 すみません。11番の団体なんですけれども、これはPTAの組織そのものが解散というか存続されないということなのか、認定だけを取り消されるということなのかお教えいただきたいのと、今までもほかの学校さんでこのようなことがあったのかということをお尋ねしたいと思います。
- 生涯学習課長 11番の団体についてであります。この団体につきましては、社会教育関係認定団体のみ取り消すということでございまして、公の公共施設等を利用する予定がないということでの認定の取消でございます。
- 教育長 よろしいですか。
- 長田委員 2番目に申しましたほかの学校さんでも、そのようなこともあったんでしょうか。
- 生涯学習課長 他の学校についてはこういった会があるんですが、公の施設を使用するとなると、使用料の関係ですとかそういった部分があるので、認定団体を受けているという団体が多くございます。（「ありがとうございました」の声あり）
- 教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
- ほかに特にはないということですので、報告の第37号につき

ましては、この程度といたします。

報告第38号 令和3年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針について

教育長 続いて、報告第38号令和3年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

生涯学習課長 報告第38号をご説明いたしますので11ページをご覧くださいと思います。すみません、あわせて別冊のほうもお願いしたいと思います。

令和3年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な政策推進の方針について下記のとおり策定したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告いたします。

こちらにつきましては、昨年の11月の定例会におきまして協議していただき、内容を整理させていただきました。内容につきましては別冊をご覧くださいと思いますが、まず修正等を行った箇所ということで、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページのエの部分「生涯学習の機会の場の提供」の部分になりますが、上から3行目になります。学びを止めない活動の展開という文言を追記いたしました。

続きまして5ページお願いしたいと思います。アの部分で「喜多方市人づくりの指針」の活用の部分になりますが、次年度の方向性のところで3段落目のまたの以降になりますが、喜多方市人づくりの指針推進会議の名称を追記いたしました。

さらに、すみません、18ページお願いしたいと思います。18ページの方向性、取組の方向性のポイントという箇所で、アの部分になりますが、2行目に郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成の文言を追記いたしました。修正等を行った箇所については以上となります。

策定年月日につきましては、平令和4年3月17日であります。

説明は以上でございます。

教育長 ただいま説明ありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

高橋委員 質問とお願いなんです、令和3年度の中期的な方針ということなんです、これを生かして事業に結びつけていくというのは主にどこになるのかな。公民館なんだろうということとが1つ質問です。まずそれだけお願いします。

どうでしょうか。

この策定したことによって生涯学習の部門と中央公民館の部分で、目標、重点施策に基づきまして事業を推進していくというふうなことでございます。

分かりました。それでこの方針を受けて、それが例えば公民館事業、地域の公民館の事業で具体的に何か講座をつくっていくというのには時間がかかるのかなと思うんですが、令和4年度の事業ではちょっと無理なんだろうなというふうに理解するんですが、そのような形で毎年、時期のずれるところで目標が出た頃にはもう次の講座はもう出来上がっているということがずっと繰り返しているんで、ぜひぜひ次の令和5年度の事業のときには、こういったものをすごく反映させたような、何かものをつくっていただきたいと思います。

すみません、これはちょっと重点事業のほうで申し上げたほうがよかったかもしれないんですが、すみません。

以上です。

ただいまのご意見については、特にありますか。

もちろんこの後で説明させていただきます令和4年度の重点事業に反映したような形ではなっておりますが、その辺についても、3年度の部分、評価点検しながら4年度の重点事業に反映するような形で進めていきたいというふうに思っております。

よろしいですか。重点事業のときにまた何かあればお願いします。
ではほかにございませんでしょうか。

すみません、子供会についての記載がありましたが、子供会の現状について今日じゃなくていいので、機会があれば今どのくらいの団体があってどのような活動をしているのか教えていただきたいと思います。お願いします。次回以降で大丈夫です。

いいですか。次回辺りで。もし今日答えられるのであればあれですけど。（「お時間いただければ」の声あり）

じゃあ今日中に回答するという事で。じゃあ少し時間ください。その件については。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

それでは、報告第38号につきましてはこの程度といたします。

報告第39号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について

では続いて、報告第39号喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用についてを取り上げます。説明のほうお願いいたします。

中央公民館長

それでは私から報告第39号をご説明申し上げますので、12ページをお開きください。

喜多方市公民館長及び喜多方社会教育指導員の任用についてでございますが、喜多方市公民館組織運営に関する規則第5条第1項及び喜多方市社会教育指導員設置規則第1条の規定に基づく喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について、喜多方市教育委員会教育長専決規定第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同規定第2項の規定によりご報告するものでございます。

1、任用の内容でございますが、次ページの別紙をご覧くださいと思います。

1、公民館長、2、社会教育指導員についてであります。所属、氏名、新任・再任の記載は記載のとおりです。

令和4年度につきましては新任の館長が10番の堂島地区公民館長。新任の社会教育指導員が、25番の姥堂地区公民館長の2名となっております。

12ページにお戻りください。

任用の年月日は令和4年4月1日でございます。なお、会計年度任用職員ですので、任用は1年となっております。

以上で説明終わります。

教育長

ありがとうございます。ただいまの内容につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

特にご異議ないということですので、報告第39号につきましてはこの程度といたします。

報告第40号 令和4年度喜多方市公民館事業計画について

教育長

続いて、報告第40号令和4年度喜多方市公民館事業計画についてを取り上げますので説明のほうをお願いいたします。

中央公民館長

それでは、私から報告第40号をご説明申し上げますので、15ページをお開きください。

令和4年度喜多方市公民館事業計画について、令和4年度喜多方市公民館事業計画について、下記のとおり承認したので喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。

1、令和4年度喜多方市公民館事業計画ですが、別冊と今日お渡しいたしました、要素の分類方法をお手元にご用意いただきたいと思います。

令和4年度公民館事業計画につきましては、去る2月8日に開催いたしました公民館運営審議会の諮問、答申を経て作成し、教育長の承認をいただいたところでございます。

令和3年の事業計画からの変更点といたしましては、新たに要素をお示ししている点でございます。

この要素につきましては要素の分類方法、今日お渡しした資料を見ていただきたいと思います。これは市の総合計画に基づき課題を洗い出し、解決するために必要となる視点である要素を明示することにより、目標に沿った事業の計画を目指しました。

例えばでございますが、事業計画の2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの中央公民館の事業の1番の喜多方市少年少女発明クラブで説明を申し上げますと、一番右側に要素の4と5を示しております。これにつきましては4につきましては、地域コミュニティー、地域全体で子どものたちの成長を支える。5につきましては、環境・歴史・文化・芸術・郷土愛の視点を踏まえてこの事業を計画したという形になります。

事業計画の全体的内容といたしましては、昨年同様、各公民館で方針や努力目標を定め、人づくりの指針に基づく人づくりの推進事業、地域の歴史、文化、自然など、地域の特色を生かした推進特別事業、学校や地域の団体等と連携して行う地域連携事業を実施するほか、ライフステージに合わせた青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育の充実を図るなどの事業を実施してまいります。

なお、内容の詳細につきましては、事前に配付させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

教育長

ただいま説明ありましたが、今年度から新しく要素という部分が入って、市の総合計画との一体性を図るという部分があると思います。ここにつきまして、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。（「事業計画全体についてですか」の声あり）全体です。

高橋委員

事業を見てみると、いろいろ工夫されているなというふうに思います。例えばですがSNSとかスマホの講座というのが1つだけ熊倉公民館であったのが分かったんですが、高齢者などあまり手に取りづらい人を対象にした、そういった講座というのをもう少し広めていていただきたいと思いますというふうに思います。

例えば、そのほかにZoomの研修会なども公民館枠で行っていたと少し個人の家庭でも取り入れやすくなり、そうしますと今後の

講座の在り方なども少し変化が出るのかなと参加者という意味でも例えば、その場に行かなくても講座を受けられるという、そういったものがかなり流れとしては大きくなっているのもっと簡単に取り入れられるような支援をぜひ公民館講座でも考えていただきたいと思います。

あとそれに伴い、ちょっと別件になりますが、公民館でW i - F i 入っているところというのは、どのぐらいなのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

中央公民館長

S N S 等を活用した事業につきましては、熊倉公民館だけだったかとは思いますが、それぞれに男性の講座ですとか、例えば中央公民館で申し上げますと、男のための雑学講座ですとか、女性の講座があるんですけど、そういうものの一回一回違う講座を特集するんですが、そのときにはいろんな、その中でS N S とかそういうのを1回か2回取り上げて今までもやっておりました。特段してなかなか難しい部分もありますし、そういう形で進めていただくようにはしております。ただ、今後そういう講座も講座名としては計画していきたいなどは考えております。

あと参加者がなかなか集まらない、コロナ禍の中で集まらないという部分はありますが、ただ公民館に来るということを楽しみにしている方もいらっしゃいますので、その方も含めた中でZ o o m、あとS N S の研修をどうやっていったらいいのかというのも考えていきたいと思います。W i - F i の設置につきましては生涯学習課の部分です。

生涯学習課長

公民館施設管理の部分になるので、私のほうからお答えさせていただきます。公民館のW i - F i 環境でございますが、全部で市内に14の公民館がございまして、現在W i - F i の環境が整っている公民館については、岩月の公民館と慶徳の2つでございます。

それと山都公民館については、これから整備する予定となっております、5年度には整備する予定でございます。

残りの公民館につきましては、今後、中期財政計画のほうに計上しながら、できれば2か年3か年ぐらいで整備できるように、整理していきたいというふうに考えてございます。

教育長

よろしいですか。今のとの関わりもあるんだけど、生涯学習のほうでeスポーツというのが、いわゆるテレビゲームではないけれども、それみたいな部分も含めてあるので、そういった部分でも連携していくと、なおいいのかなんては思いますね。

生涯学習課長

すみません、関連して。教育長のほうからもございました令和4年度について、重点的にeスポーツという形で、これから重点事業の中

身にも出てきますけれども、eスポーツを推進していくというふうな計画でございます。先ほども申しましたように、このeスポーツについても公民館のほうの講座のほうで取り入れていただいて、ぜひ地区で開催していきたいというふうに考えてございます。当面W i - F i 環境が整っておりませんので、その辺に関しましては、ポケットW i - F i 等レンタル等もできますので、そういったことでeスポーツを進めていきたいというふうに考えてございます。

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

それではほかに特にないということでありますので、報告第40号につきましてはこの程度としたいと思います。

以上で、報告事項は終わります。

5 承認事項

承認第10号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について

教育長

続いて、5の承認事項に移りますが、ここにつきましては、追加議案も含めて加筆訂正も含めて、教育総務課長からお願いします。

教育総務課長

承認事項につきましては、本日、机の上にお配りしております承認第11号及び承認第12号につきまして、追加のほうをお願いしたいと思います。

承認第10号をご説明いたしますので、16ページのほうをお開きいただきたいと思います。

先ほど5ページの報告第36号のほうで、異動関係のことについてご報告いたしましたが、報告36号につきましては課長相当職以下の職員にある者、承認第10号につきましては、課長職以上の職員にある者の内示についてでございます。

ではご説明いたします。承認第10号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてであります。令和4年3月31日付及び令和4年4月1日付で発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理して処理したので、同規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告し承認を求めるものでございます。

1につきましては令和4年3月31日付異動で、転出3件でございます。その下の2につきましては、令和4年4月1日付異動で、転入の3件でございます。3の内示年月日につきましては令和4年3月18日でございます。

以上で説明は終わります。

教育長

ありがとうございます。ただいま、承認第10号について説明ありましたが、この内容等につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

特にご異議ないということですので承認第10号につきましては、このとおり承認されました。

承認第11号 令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）

教育長

続いて、別紙になりますが承認第11号を取り上げます。令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）の承認についてです。説明をお願いいたします。

教育総務課長

追加案件の31ページお開きいただきたいと思います。

承認第11号令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）の承認についてでございますが、令和4年3月市議会臨時会に提案いたしました令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理して処理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものでございます。臨時会の開催日は、昨日3月28日で行いました。予算の内容等につきましては、所管課から説明をさせていただきます。

学校教育課長

それでは、32ページをお開きください。学校教育課の歳出を申し上げます。学校保健管理経費322万円の補正であります。新型コロナウイルスによる小中学校の休業等に伴い、濃厚接触者の疑いとされた児童生徒及び教職員等に対するPCR検査キットの配布に関する1,000回分の経費の計上であります。

その下でございます。次に、学校給食費379万9,000円の補正であります。新型コロナウイルスの影響で、学校給食調理施設が業務停止になった場合に備えて、常温で食べることができるレトルトのカレーなどの非常食を購入する費用の計上でございます。

学校教育課、以上でございます。

生涯学習課長

続きまして生涯学習課所管分も説明いたしますので、33ページをご覧くださいと思います。

今般の補正につきましては、組織改編に伴う事務分掌の移行による予算の組替えが主なものになります。

まず歳入、51万2,000円の追加の計上でございますが、こちらにつきましては、太極拳講習会受講料の計上ということで、4種類の武術

太極拳の講習を行うということで、太極拳愛好者のレベルアップを行う講習会となります。この講習会については、2日間にわたり行うもので約160名の参加を見込んでの計上ということでございまして、太極拳に関する業務につきましては、これまで保健福祉部の高齢福祉課が所管しておりまして、事業等を推進してまいりました。今後につきましては、太極拳については生涯スポーツと競技スポーツの両面で進行していくということが望ましいということで、令和4年度から生涯学習課において業務を担うということになりました。

次の教育債、2,570万円の追加の計上でございますが、こちらにつきましては、山都公民館整備事業に係ります合併特例債の計上で山都公民館建設設計業務委託の財源となるものでございまして、こちら合併特例債の申請に当たりまして、県との協議の中で実施設計のみが該当になるということで、昨年度の当初予算編成時にはそういったことがちょっと確定しておりませんでしたので、今回その部分が明確化したということでの追加の計上でございます。歳入の合計につきましては、2,621万2,000円となります。

次に歳出でございます。生涯学習施設管理経費814万円の追加の計上でございますが、こちらにつきましては、ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業に係る経費の計上で、これまでこの事業については企画調整課のほうで所管しておりまして、事業を進めておりました。ようやく1期工事が完了して4月にオープンするというところでございます。

令和4年度からは、生涯学習課におきまして図書館、勤労青少年ホーム、厚生会館などの第2期工事に向けた事業を具体化する必要があるということで、基本計画策定業務委託料を追加計上したものでございます。

次にスポーツ振興経費51万7,000円の追加の計上でございますが、こちらについては喜多方こども駅伝及び三ノ倉スキー大会に係る補助金の計上でございますが、この部分については、これまで中央公民館が所管してございました。こちらにつきましても事務分掌の見直しということで、競技性の高いスポーツに関しましては、生涯学習課で業務を担うということが望ましいということで、令和4年度から生涯学習課において、この事業を行いまして、これらの補助金の追加の計上ということでございます。

それと、先ほど申しました太極拳関係でございます。太極拳振興経費ということで352万3,000円の追加の計上でございますが、報償費から役務費につきましては、記載の経費の計上でございますが、委託料については、太極拳講習会を開催いたしますが、その開催支援の業

務委託料の計上、それと負担金及び交付金240万円については、太極拳フェスティバル開催運営に係ります補助金の計上ということでございまして、支出の合計につきましては1,218万円となります。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

中央公民館長

中央公民館分ご説明申し上げますので、34ページをご覧ください。歳出の部分でございます。社会教育推進経費51万7,000円の減額は、事務分掌の見直しに伴い喜多方市子ども駅伝大会及び会津熱塩三ノ倉スキー大会の事務を生涯学習課所管としたことによる減額です。

説明は以上です。

教育長

それでは、32ページのほうに戻っていただいて、それぞれの課ごとに進めていきたいと思えます。学校教育課の部分での補正予算のほうですが、ここについて何かご意見、ご質問あったらお願いします。よろしいですか。

では特になんということなので、続いて生涯学習課に移ります。33ページのほうです。ここについて何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、34ページで中央公民館分です。ここについて何かありましたら。よろしいですか。

では全体通して何かあったらお願いします。

では特になんということでもありますので、承認第11号、令和4年度喜多方市一般会計補正予算（第2号）については、このとおり承認されました。

承認第12号 令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第21号）

教育長

続いて、承認第12号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第21号）の承認についてを申し上げますので、説明をお願いいたします。

教育総務課長

35ページご覧いただきたいと思えます。

承認第12号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第21号）の承認についてでございますが、令和4年3月市議会臨時会に提案いたしました令和3年度喜多方市一般会計補正予算第21号について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理して処理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づきまして、ご報告し承認を求めるものでございます。臨時会の開催日は、昨日3月28日でございます。

予算の内容等につきましては次ページ、36ページをお開きいただき

たいと思います。

教育総務課分で、歳入の教育費寄附金 5 万円は、教育振興寄附金として記載の団体から寄附があったものでございまして、歳出の教育委員会事務局管理経費、積立金 5 万円の計上は、歳入でご説明した寄附金 5 万円を教育振興基金へ積立てするものでございます。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。ただいま説明ありましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

では特にご異議等ないということですので、承認第12号、令和3年度喜多方市一般会補正予算（第21号）は、このとおり承認されました。

以上で、承認事項のほうは終わります。

6 審議事項

議案第35号 喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則について

教育長

続いて、6 番の審議事項に移ります。案件として議案35号から37号まで3件ありますが、内容に入ります前に、ここについて、加筆訂正等あったらお願いいたします。

教育総務課長

訂正と差し替えについてお願いしたいと思います。まず18ページから22ページまでの議案第35号につきまして、本日、机の上にお配りしましたものと差し替えのほうをお願いしたいと思います。

それから27ページお開きいただきたいと思います。こちらは修正をお願いいたしますが、番号が振ってあります左手1、2、委嘱候補者が2となっておりますが、ここを3にさせていただきまして、委嘱年月日のところを4というふうに修正のほうお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。今、大きく2点ありましたがよろしいですか。

＜なしの声あり＞

それでは、議案第35号のほう取り上げます。別紙になると思います。喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則についてであります。

説明のほうをお願いいたします。

教育総務課長

18ページをお開きいただきたいと思います。議案第35号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則についてでございます。

すが、生涯学習課の「生涯学習係、スポーツ振興係、ボートのまち推進係」というように、これまで3係体制でしたが、それを「スポーツ振興室、複合施設建設準備室、生涯学習係」に改編して、これに伴いまして事務分掌を改めるための改正についてでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで、ご説明のほうさせていただきますので、20ページのほうをお開きいただきたいと思います。まず、第3条の改正でございます。下線部分になります。生涯学習課に新たに室を置く改正でございまして、その下の表の部分になります。スポーツ振興室、複合施設建設準備室、生涯学習係と2室1系の体制と改正するものでございます。

第6条の改正についてでございます。スポーツ振興室の事務分掌を定める改正で、記載ございます(1)から(9)までの事務を行うものでございます。第7条の改正につきましては、複合施設建設準備室の事務分掌を定める改正で、記載ございます事務を行うものでございます。

次に21ページお開きいただきたいと思います。中ほどから下になります。別表(第11条関係)の改正につきましては、ページの1番下になりますが、室長の職務を定める改正でございます。

次に22ページご覧いただきたいと思います。表の中上から4つ目と5つ目になりますが、こちらの改正は、職務内容の改正についてでございます。

最後に一番下になりますが、附則といたしまして、この規則は令和4年4月1日から施行したいとするものでございます。

説明については以上になります。

教育長 ありがとうございます。ただいま、説明ございましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員 ちょっと質問なんです、今まで課があつて係があつたのかなと思うんですが、その間にもう一ついろいろな係を取りまとめる意味で室というふうにするという認識でいいんでしょうか。

教育総務課長 まずスポーツ振興室につきましては、これまで、すみません、新旧対照表で申し上げますと改正後が左側、現行が右側というふうになっておりますが、スポーツ振興室ですと、スポーツ振興係、それからボートのまち推進係というのが室のほうにきまして、これまでこの2つの係で担っていた事務分掌もこちらに移動します。

なおかつスポーツ振興室につきましては、太極拳の普及に関することというふうに第6条の(5)のところであつたものについても、事務分掌として行うというものでございます。

それから複合施設建設準備室につきましては、新たな室の設定とい

うことでの今回の組織の改正でございます。

教育長

よろしいですか。いいですか。ではほかにございますでしょうか。

＜なしの声あり＞

特にご異議等ないということでもありますので、議案第35号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則については、このとおり可決することといたします。

議案第36号 喜多方市入田付地区活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

続いて、議案の第36号喜多方市入田付地区活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを申し上げますので、説明のほうお願いいたします。

教育総務課長

23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号喜多方市入田付地区活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則についてでございますが、入田付地区活性化センター、利用許可書等の様式を改めるための改正でございます。このことにつきましては、入田付活性化センターの利用料金の中で暖房使用時の料金加算をしておりましたが、令和2年10月施行の見直しの中で、施設の利用料と区分しないこととした条例の改正を行ったところでございます。利用許可書等の様式につきましては、この条例施行規則において規定しているところでありますので、今回、暖房の利用料金の記載を削除したいことから、改正したいとするものでございます。内容につきましては新旧対照表のほうでご説明いたしますので、24ページお開きいただきたいと思います。

まず、様式の第2号第2条関係につきましては、利用許可書になりますが、3の利用部分・使用料のところにストーブの金額部分がこれまで入っていましたが、その部分を削除するものでございます。

次に25ページご覧いただきたいと思います。様式第2号第4条関係は、使用料減免申請書になりますが、3の利用部分・使用料のところ、ストーブの記載を削除するものでございます。

次に26ページ、お開きいただきたいと思います。様式第6号第4条関係は使用料減免決定書になりますが、2の利用部分・使用料のところからストーブの記載を削除するものでございます。説明については以上でございます。

教育長

確認ですが、24ページの部分については左側が改正後、右が現行ということですのでよろしいですね。

教育総務課長

大変申し訳ありません。表記が抜けておりましたが、左側が改正後、

右側が現行ということでございます。

申し訳ありません。

教育長

ありがとうございます。今、説明ございましたが、この内容につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。
＜なしの声あり＞

では、特にご異議等ないということですので、議案第36号喜多方市入田付地区活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則については、このとおり可決することといたします。

議案第37号 学校医の解嘱及び委嘱について

教育長

続いて、議案第37号学校医の解嘱及び委嘱についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。

学校教育課長

それでは、27ページをご覧ください。

議案第37号学校医の解嘱及び委嘱についてであります。学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を下記のとおり解嘱及び委嘱したいとするものであります。

まず、解嘱学校医は記載のとおりで、解嘱年月日は令和4年3月31日であります。

委嘱候補者は記載のとおりで、委嘱年月日は令和4年4月1日であります。

なお、提案理由につきましては、次ページをご覧ください。学校医の退任により、新たに委嘱しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。ただいま議案の第37号について説明ございました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員

学校医というのは定期的に任期があつて、定期的に変わるものなのでしょうか。順番に回っていくものなのか、一度なられるとご本人のほうからの退任届けがないとそのままずっと続けられるものなのか、お聞かせください。

学校教育課長

委嘱をさせていただきまして、ご本人の申出がございますまで、ずっと役職を務めていただいているものでございます。（「ありがとうございました」の声あり）

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
＜なしの声あり＞

では特にご異議等ないということですので、議案第37号学校医の解嘱及び委嘱についてはこのとおり可決することといたします。それでは、以上で審議事項のほうを終わりたいと思います。

7 協議事項

協議第10号 喜多方市教育振興基本計画に基づく令和4年度重点事業実施計画について

- 教育長 続いて7番の協議事項に移ります。
- 案件としては1件であります、加筆訂正等ありましたらお願いいたします。
- 教育総務課長 加筆修正ございませんのでよろしくお願いいたします。
- 教育長 それでは、協議の第10号喜多方市教育振興基本計画に基づく令和4年度重点事業実施計画についてを取り上げます。説明のほうをお願いいたします。
- 教育総務課長 29ページのほうをお開きいただきたいと思います。
- 協議第10号喜多方市教育振興基本計画に基づく令和4年度重点事業実施計画についてでございますが、下記のとおり策定したいので協議をさせていただくものでございます。
- 1といたしまして、令和4年度重点事業実施計画（案）といたしまして、別冊のほうをご覧いただきたいと思います。
- まず、前回3月の定例会におきまして、教育振興基本計画のほうご議決をいただきました。それに基づきまして、その計画書の48ページに、第5章計画の実現に向けてという中で、重点事業の実施ということをやっております。重点事業を計画して実施しますということでありますので、それに基づきまして、この計画書を策定したいとするものでございます。
- ではお配りいたしました資料別冊の3ページのほうをお開きいただきたいと思います。
- 令和4年度の重点事業実施計画でございます。全部で90事業ほどありますので、新規事業などを中心にご説明させていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。
- 3ページの施策目標1、確かな学力の育成、重点的に取り組む施策といたしまして①番、各種学校訪問等の実施、3つ事業名称でございますが一番下になります。全国学力調査や総合学力調査による学びの支援、継続事業でございます。
- 事業の内容でございますが、児童生徒の学力調査結果を基に、児童生徒の習熟の実態を図り、学びの支援を行う。また、児童生徒の学力向上に対して、児童生徒や教職員、保護者、地域が力を合わせて取り組むことができるよう学力調査の結果を公表するという事で、全国学力調査及び総合学力調査を実施するという事で、予算額につま

しては、303万1,000円でございます。

続いて、重点的に取り組む施策、④番になります。リーディングスキルの向上、事業名称は読解力育成確認テストの実施、新規事業でございます。

事業の内容でございますが、全小中学生を対象に、市独自に作成した読解力テストを実施するものでございます。予算額は特にございせん。

続きまして、少し飛びますが5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

施策目標は3の健やかな体づくり、重点的に取り組む施策といたしましては⑤番、生涯スポーツへの接続、事業名称は、生涯スポーツに対する意識の醸成ということで新規事業になります。

事業の内容でございますが、運動身体プログラムを活用した授業において、多様な身体の動かし方を体験する。各種運動部活動の実施、各種運動部活動のニーズ把握、地域での各種運動部活動の支援等の検討ということで、予算については特にございせん。

次に6ページお開きいただきたいと思います。

施策目標5、学びを支える環境の整備。重点的に取り組む施策は①番、小中学校における働き方改革の取組、事業名称等は働き方改革の推進ということで継続事業になります。

事業の内容でございますが、「喜多方市立小・中学校における働き方改革取組方針」や「喜多方市運動部活動の方針」に基づき、働き方改革を推進する。学校生活支援員を配置し、教員と連携できる校内指導体制を構築することで、教員が本来の業務に専念できる体制づくりを支援する。統合型校務支援ソフトの令和5年度からの導入に向けた準備を行う。今後の学校給食会計の在り方について検討を行い、公会計導入の是非を含め、方向性についてまとめるということで予算額は特にございせん。

重点的に取り組む施策④番、遠距離通学における安全・安心の確保、事業名称は中ほど、スクールバス更新事業で新規事業となります。事業の内容についてでございますが、児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、老朽化したスクールバス1台を更新するということで、山都地区になります。予算額は898万1,000円でございます。重点的に取り組む施策⑤番、小中学校適正規模適正配置の推進、事業名称等は、小中学校適正規模適正配置の検討ということで継続事業になります。

事業の内容でございますが、教育環境の整備を目的として、小中学校の適正な学校規模及び適正な配置に関し、検討を行い、実施計画の

策定を進める。実施計画（案）の取りまとめ、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会の開催、地区ごとに地域説明会の実施、上三宮小学校小規模特認校の実施、学区等管理システム関連業務委託、予算額は683万1,000円でございます。

それから重点的に取り組む施策⑥番、保護者の経済的負担の軽減、事業名称は1番下になります。小中学校給食費負担軽減事業の実施、継続事業になります。

事業の内容でございますが、学校給食における保護者の経済的負担を軽減するため、給食費の2分の1に相当する額を補助する。次年度以降の事業や補助率の継続について検討するため、保護者及び市民へのアンケート調査を実施するという事で、予算額につきましては上の段、給食費2分の1補助につきまして8,174万円でございます。次に7ページご覧いただきたいと思います。

重点的に取り組む施策の⑩番、ICT活用力と情報活用能力及び情報モラルの育成、事業名称等は、ICT活用力と情報活用能力の育成、継続事業でございます。

事業の内容でございますが、児童生徒が情報を収集・選択し、ICT機器を有効なツールとして活用することで教科内容のより深い理解や定着を目指す教育を展開するよう指導する。児童生徒1人1台に端末及びモバイルWi-Fiを配置する。タブレット端末を活用した事業対応のため、指導者用タブレット端末を配置する。GIGAスクール運営支援センターへ事業業務を委託する。予算額は8,189万5,000円でございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。

基本目標Ⅱの部分になります。9ページご覧いただきたいと思います。

施策の目標については、1の学びを通じた心豊かな人材の育成ということで、重点的に取り組む施策は、9ページの1番下になります。⑥番、社会教育施設の整備、事業の名称は、社会教育施設整備改修事業、継続事業になりますが、事業の内容といたしましては、公共施設等総合管理計画個別施設計画や中期財政計画を踏まえて、計画的に施設の整備を行うということで、上から3つの黒丸につきましては既存施設の機能向上の工事でございます。一番下につきましては、山都公民館建設事業、設計業務委託市民懇談会の開催ということで、予算額につきましては5,734万7,000円でございます。その下になります。事業名称等、ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業、新規事業でございます。

事業の内容でございますが、第2期工事、基本計画策定業務委託と

ということで、機能・仕様・模等の検討を実施するということで、予算額につきましては814万円でございます。

次に、10ページお開きいただきたいと思います。

施策目標は2のスポーツに親しめる機会の拡充ということで、重点的に取り組む施策といたしまして、①番、スポーツに参加できる機会の提供、事業の名称は上から2つ目になります。太極拳振興事業、新規事業でございます。

事業の内容につきましては、太極拳の振興により、市民の健康維持増進及び競技力向上を図るということで、太極拳のまち推進委員会、太極拳講習会、太極拳フェスティバル講習会の実施。予算額につきましては320万1,000円でございます。その2つ下になります。事業名称、スポーツ振興による元気なまちづくり推進事業、こちらも新規事業でございます。

事業の内容でございますが、地域おこし協力隊事業活用した「スポーツ振興コーディネーター」を配置し、総合型地域スポーツクラブの活動支援や、新たなクラブの設立支援、地域に出向いたスポーツ教室の実施など、市民のニーズに合った取組を実施することにより、市民の自発的なスポーツ活動を促すとともに、地域のにぎわいを創出させ、元気なまちづくりを実現させる。コーディネーター活動のための公用車購入でございまして予算額は192万1,000円でございます。その下になります。事業名称は、スポーツ活動活性化サポート事業で新規事業でございます。事業の内容でございますが、市が主催するスポーツイベントなどの情報を一元化する。また、市有体育施設の利用申請の機能を追加し、利便性の向上を図るとともに、参加申込みや参加料の決済ができる専用のウェブサイトの運用を図る。予算額は143万7,000円でございます。

次ページ、11ページご覧いただきたいと思います。重点施策といたしましては②番、健康づくりを意識したスポーツ活動の推進、一番上になります。事業名称、オンラインを活用したイベントの実施、新規事業でございます。

事業内容については、eスポーツによる元気なまちづくり推進事業。それから、ラン&ウォーク2022喜多方大会事業でございまして、予算額は67万3,000円でございます。

次に、12ページお開きいただきたいと思います。

重点的に取り組む施策といたしまして⑥番、社会体育施設の整備、事業名称等は社会体育施設整備改修事業で継続事業でございます。

事業の内容につきましては、公共施設等総合管理計画個別施設計画や中期財政計画を踏まえて、計画的に施設の整備を行うものでござい

まして、主なものといたしまして、一番下になります。市民プール整備事業（市民懇談会の開催）ということで、予算額につきましては2,032万4,000円でございます。

次に13ページご覧いただきたいと思います。基本目標Ⅲの部分になります。

施策目標1、市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充ということで、重点的に取り組む施策といたしまして①番、文化芸術を身近に感じられる環境づくり、事業名称等につきましては一番上になります。文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業、継続事業でございます。

事業の内容でございますが、令和2年度から令和4年度までの3か年で「文化芸術推進本計画」を策定する。また、あわせて「文化財保存活用地域計画」を策定するというので、令和4年度につきましては、関係機関との協議・調整、計画の策定という事業内容でございます。予算は1,143万4,000円でございます。事業名称その下になります。文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業ということで、喜多方将棋普及事業、新規事業でございます。

事業の内容につきましては、さらなる将棋の普及・発展を図るため、全国規模の将棋普及の取組である「将棋の日」を本市で開催する。また「子ども将棋教室」や児童クラブでの将棋体験実施など、子どもへの将棋普及に努めるものでございまして、予算額は791万円でございます。

次に14ページをお開きいただきたいと思います。施策目標といたしましては、13ページに記載の地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用ということで、重点的に取り組む施策につきましては、①の文化財の保存と活用でして、14ページの一番上になります。事業名称につきましては、文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業でございます。また、継続事業でございます。

事業の内容でございますが、令和2年度から令和4年度までの3か年で「文化財保存活用地域計画」を策定する。あわせて文化芸術推進基本計画を策定するというので、令和4年度につきましては、関係機関との協議・調整、計画の策定を実施するものでございます。予算額につきましては、再掲となりますが1,143万4,000円でございます。

以上、抜粋して説明のほうさせていただきましたが説明は以上になります。協議よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございました。今、重点事業等について説明あったわけですが、最初3ページにお戻りいただいて、基本目標Ⅰ、全ての子ども

もの「生きる力」を育む、これがずっとあるわけですが、8ページまであるわけなんですけど、まずここについて何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

大森委員

3ページの施策のところの⑭番になりますかね、リーディングスキルの向上ということで新規で出ているんですけども、ちょっと唐突な感じがしたんですけど、これが新規事業になった背景を教えてください。

学校教育課長

リーディングスキルの向上、つまりその文章をいかに正確に読み取るかということが、学力の向上に非常に寄与するということの方が分かっておりますので、本市としましては、まずそのリーディングスキルを高めるために何をしたらいいかということで、まず、リーディングスキルに関する研修会を行ってまいりました。そしてリーディングスキルを高めるための問題を生徒児童にやらせる問題なんですけど、そうしたものの作成をしながら、子供たちに文書を正確に読み取る力を高めて、それを学力向上につなげていこうというのが大きな目標でございます。そうした内容につきましては、例えば確認問題というものでは例えば、そのという言葉がどこを指すのですとか、主語と述語がどのようにかかり受けをしているか、そうしたところまで子供たちにしっかりと読ませたい。つまり一般的なアンケート調査の中で問題文を正しく読みきれていない子供の実態が明らかとなったというのが、やはり大きなリーディングスキルに着目した大きなところではございましたけれども、本市の子供たちにおきましても、そうした状況、何でしょうか、正確に読み切れていないというようなところがありますので、そうしたところ補強しながら、学力向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

大森委員

よく分かりました。読解力というとは私は、まずその読解力に行く前に、1番最初にやんなくちゃいけないのは、単語を頭の中にたたき込むことだと思うんですね。単語が分かんないと、絶対に英文は読めないし、その次にやることは英文法、基本的な英文法を理解すること。そして短めの文章、長文読解ではないですけども構文というのを読んで慣れること、要は、今、課長がおっしゃったように、そのという部分はどこにかかっているの、この関係代名詞って何にかかっているんだというのを部分を覚えた上で、今度は長い文章で読解というふうになると思うので、いきなりこのリーディングスキルの向上ということで、読解力テストをやっても、ちょっと僕は効果が薄いのかなと思うんです。繰り返しになりますけれども、まずは単語を、このA4の用紙に入っている長文の中に、はい、分かんない単語何個ありますかというところで、はっきり言って分かんない単語が10個あったら、ほ

ば読めないですよ。まず単語が読めない、意味が全部分かる。ただ、単語が分かったんだけどもただこの文章が何を意味してんのか分かんないというのは、恐らくこれ文法の理解が多分足りないと思うんです。だから、リーディングスキルの向上のために読解のテストという前に、まず僕は単語なんだろうなというふうには考えています。以上です。

学校教育課長

私の説明が足りずに申し訳ございません。リーディングスキルの向上といのは、英語というところではなくて、現在のところは日本語による英語に特化したものではないというところだけ委員さんには、ご理解いただきたいと思います。英語もちろんリーディングスキルが必要だと思いますけれども、現在私たちが取り組んでおりますのは、日本語のリーディングスキルの向上というところで、日本語による問題の意味の掌握の仕方ですとかそうした力をまずは高めて、もちろんその力は、英文法にも必ず関わってくると思いますので、そうした広がりを持って進めてまいりたいと思います。

教育長

リーディングスキルというの横文字ではあるんですが、これは基本、日本語なんですね。いろんな調査の中で、子供たちがやっぱり実は先生方も我々大人もなんですけれども、書かれている文章等をよく理解しない、していない。だから全て問題というか、例えば学力調査ということではないんですが、諸調査、いろいろな学力だけでなく、文章で書かれているんですよ。ところがそれを読みきれていないんです。だから正確な回答がそこの中から、なかなかこう出てきていないというか、もっと別に言うと、ご自分の生活の中をちょっと振り返ってみてください。特に奥様とか子供たちと話すときに、あれ、その、これ、あれとかというやうないわゆる指示語的な言葉がいかに多いか。それは子供に伝わっていない。でも大人は要求しているんです。そういうことではまず駄目だということもあるし、子供たちがあれ、これ、そのと言われたときに、あれというのは何を意味するのかというのをいわゆる1つの文脈の中からきちんと拾えるようにする。それが聞いている中でも、言葉上の会話だけでも、これが発展して分かるようになっていくという。だから読解力がないと算数もですね、社会科であろうが理科であろうが、正しい答えに結びつけることが出来ないケースが非常に多い。それで今、本市でもそうですが、全国的にも今これから特に着目される中身なんですね、リーディングスキルというのは。そういったことをうちの市としては、早めに手がけて、先生方と子供たちにそのリーディングスキルというか正しい文の読み方というか、それを理解していただくという取組なんです。ほかにございますでしょうか。

長田委員

同じく英語のところなんですけれども、ALTの方がその事業内容のところで、ローテーションという言葉がございましたけれども、このローテーションというのは、ALTの先生が回られる意味のローテーションなのか、それとも4人いらっしゃるということで、市内の学校、担当が幾つか兼務していらっしゃると思うので、それを年度ごとに先生というかALTを動かして、いろんな外人の方と接せれるようにするという意味のローテーションなのか。私がちょっと、認識していたのは、やっぱり1つの学校にいらっしゃったALTはずっと次の年もってというパターンが今まであったかと思うんですけれども、やはりせっかく4人もいらっしゃるのであれば、出身国も違い、しゃべり方も違い、やはり個人的な語学とか教え方も違うと思うので、いろんな外国の方に接せれるように、そういう意味のローテーションというのもすごく有効なのかなというふうに感じています。

それと先日、卒業式で学校に伺ったときに、スタッフのところにいるいろいろお名前があって、イングリッシュサポーターという名称で日本人の方のお名前があったんですけれども、この中にそういった名称の方のお手伝いというのが載っていなかったんですが、ALT以外に学校の先生以外で、イングリッシュサポーター的な方というのを活用してらっしゃるのか、それは学校独自にされているものなのか。その辺りもお聞きしたかったところです。

学校教育課長

今、長田委員さんのほうから2つ質問ございまして、まず1つ目のローテーションについてなんですが、このローテーションは、さきにお話しいただきました教員がALTが学校を回るという意味のローテーションで、教員そのものが学校を変わって幅広くというところまでは、まだ現実化してないところでございます。ただし、今お聞きしました外国人、いろんな外国人に触れるという意味では、大変貴重なご意見を頂戴したなと思っておりますので、なお今後、そうしたローテーションについても考えてみたいなと思います。

2つ目のイングリッシュサポーターについてでございますが、こちらの公民館の事業の中で、英語に興味のある方が講座、英語に関する講座が公民館でございまして、その講座に応募して、研修を受けた人は、学校の英語の先生や教室の中で、その補助として入っていただき、もちろん僅かではございますが、御礼も差し上げながら一緒に学ぶ、サポートしていただくというのが、イングリッシュサポーターでございまして、本年度は10名ほど市内ではいらしたところです。イングリッシュサポーターの方に、それぞれの小学校などに行っていただきながら、その外国語の英語の事業があるときには、一緒に教室に入っていて、主にサブとしてなんですけれども、教師の補助としなが

ら、子供たちの個別化の指導に、個別的な指導に生かすというようなことで、ご協力をいただいているものでございます。

教育長

よろしいですか。（「ありがとうございます」の声あり）ほかにございましたらお願いいたします。

<異議なしの声あり>

それでは、基本目標の2のほうに移ります。ページでいうと8ページからになります。ここから基本目標の2なので12ページまで、この間で何かございましたらお願いいたします。

長田委員

すみません、先ほどのところちょっと1つ聞き忘れたことあったんですけどよろしいでしょうか。申し訳ありません。

6ページの一番上のところなんですけれども、事業内容のところで学校生活支援員という立場の方が出てくるんですが、これも同じく学校に伺ったときに、スクールサポートスタッフという名前があったんですけども、それと全く同じものなのか。あとそれからそこに予算が計上されていないんですけども、この方たちは、学校生活支援員という方は、無償のボランティアとして関わっていただくものなのか、お教えいただきたいと思います。

学校教育課長

それでは6ページの、まず学校生活支援員についてご説明を申し上げます。こちらのほうは、学校生活支援員といいますのは、特別なニーズを持った子供が、やはり学級にたくさんいらっしゃいます。そうした子供に対して、教師とともに一緒に補助的な役割として入る方でございます。こちらの学校生活支援員の配置につきましては、これは予算がかかっているものでございます。

それからスクールサポートスタッフといいますのは、これは県の事業でございます。これはコロナ対策に係る消毒業務等、あとは学校事務等、そうしたものに关わるもので、主にこれは事業に关わるものではございません。スクールサポートスタッフは印刷をしたり消毒をしたりというような、これは県の事業で配置をしていただいているところで、大体、各校に1名程度は、入っていないところもございすが、1名程度はそうした方が半日程度勤務をしているところでございます。

教育長

よろしいですか。

学校教育課長

よろしいですか、申し訳ございません。先ほど学校支援員の方の予算につきましては5ページをご覧くださいませでしょうか。5ページの4番、一人一人のニーズに応じた教育の②番、特別支援教育の充実というところの上から2番目、学校生活支援員配事業として、こちらは2,761万円の予算をこちらのほうで確保しているところでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

教育長 それでは、8 ページのほうに移ります。生涯学習活動への主体的な実践力を育むということで基本目標 2 の内容であります。12 ページまでですが、この間で何かございましたらお願いいたします。

高橋委員 10 ページの下から 2 つ目のスポーツ振興による元気なまちづくり推進事業、新規というところの、地域おこし協力隊事業を活用というところが 1 つどういったものか質問です。

それともう 1 つは、総合型地域スポーツクラブの活動支援と出ていますが、総合型地域スポーツクラブについては喜多方市は、もう支援をしていなくて独自のそれぞれボートの会ですとか、独自にやっている状態ではなかったかなと、ちょっと現状が分からないんですが、今後、市独自の総合型地域スポーツクラブというのを推進していくということに捉えていいんでしょうかと、2 つ質問です。

生涯学習課長 スポーツ振興による元気なまちづくり事業ということで、こちらにつきましては、スポーツ振興コーディネーターということで、地域おこし協力隊の事業を活用してスポーツ振興を広げて進めたいということでございまして、先ほども申し上げましたように、組織改編によって様々なスポーツを振興していきたいというふうな考えでございします。今までであったスポーツ推進係とボートの部分を統合して、あと太極拳の部分を高齢福祉課のほうから包含して、スポーツとボート、太極拳、それと、ニュースポーツ、e スポーツという部分で様々なスポーツのニーズがあろうかとは思いますが、それらニーズを的確に捉えまして、スポーツコーディネーターによるスポーツをさらに推進していきたいというふうな考えのものです。

それと、総合型スポーツクラブにつきましては、今、市内に 3 団体ございますが、それら団体をまず増やしていきたいということで、その団体を増やすことによりまして、地域のスポーツの活性化にもつながるということでそちらの団体数を増やしていきたいということでございます。

以上です。

高橋委員 すみません、総合型地域スポーツクラブ、この予算ついてはいるんですが、これはスポーツクラブへの支援の金額も入っているんでしょうか。

生涯学習課長 すみません、この事業費については、コーディネーターが活動するために公用車が少ないということで、それを購入したいというものの事業費の計上でございます。

教育長 よろしいですか。

高橋委員 きちんと理解が出来ていないので申し訳なかったんですが、体協やスポーツ推進員との兼ね合いなど、ちょっと分からないところもある

ので、今日じゃなくていいので、いずれ、こういった組織でどういう活動をしていくものなのか、何か教えていただく場があればいいなと感じました。

以上です。

生涯学習課長

それはスポーツ振興コーディネーターの活動の内容ということでよろしかったでしょうか。（「あとスポーツクラブとの兼ね合い」の声あり）分かりました。

教育長

この中身の事業の中身がもう少し分かりやすく説明していただければ、それでいいのかなと思うので、いいですか、じゃあ、次回でも大丈夫ですか。そこをよろしくお願いします。生涯学習課のほうでよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございましたらお願いいたします。

長田委員

12ページの社会体育施設の整備のところなんですけれども、市民プールの修繕が記載されていましたが、これは7ページの学校の小中学校施設改修のところと絡めて、学校プールの在り方の検討というふうに7ページではあったんですが、今後だんだん学校のプールを使用しないでこういう市民プールを利用していくという方向も考えられているということも含まれているんでしょうか。

生涯学習課長

市民プール、施設関係の部分ですが、長田委員もご承知のことと思いますけれども、喜多方市民プール、押切川公園のところに立地してございますが、築51年が経過しておりまして、老朽化が著しいということで、毎年修繕を重ねながら何とか営業しているというふうな状況でございます。昨年度、庁内に市民プール学校プール検討委員会というのを立ち上げまして、既存の市民プールを整備するか新たに新築するかという検討も含めまして、小学校、中学校にも学校プールそれぞれありまして、ほとんどの小中学校のプールが老朽化しているということで、学校プール、例えば小規模校のプールを統合して市民プールを利用するとか、そういったことももろもろの問題を整理しながら、学校プール、市民プールの整備検討会ということで検討しているところでございまして、今年度においてそれらの庁内検討委員会等々を加速化させて、問題整理をしていきたいということで、一応教育委員会内では今ある市民プールを整備したいという方向性で考えております。

教育長

よろしいですか。

長田委員

やはりプールの維持管理費、とても人員のことも含めて大変なことだと思いますし、監視の目のこともあって、市民プールと連携されていろいろ検討されていかれるのは大変有意義なことだと思います。ほかの市でも、やはり学校のプールを使わないで市の整ったプールでと

いう形でされてるところもあると思いますし、今コロナで室内の閉塞感があったり、室内の遊びが出来なかったり、開放的なプールというのは子供たちにとってとても楽しみで待たれるものだと思いますので、ぜひ支障のないように今期も子供たちが利用できるように、検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

では、13ページのほうに移ります。基本目標3についてであります。裏の14ページまでであります、ここに関して何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。

最後に全体通して、何か言い忘れたこととか、これはというものがあればお願いいたします。

遠藤委員

すみません、細かくて。一番右の所管課とありますが、できれば課の下に係名とか入れていただくと、なお分かりやすいのかなと思いました。

教育長

一番右端のところですね。所管課のところ。ここについてはどうですか。

教育総務課長

係名についてということでございますが、課の中の係で1つの係ではなくて2つの係で一緒にやるような部分ですとか、例えば教育総務課ですと課の中に1つの係しかございませんので、そういったこともありますので、記載のほうは課のレベルでということをお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

教育長

そういったことで、課ということをお願いしてよろしいですか。ほかにございますでしょうか。

高橋委員

すみません、ちょっと戻ってしまって申し訳ない。11ページなんです、オンラインを活用したイベントの実施、新規という事業があって、eスポーツのことも書かれているのですが、先ほどちょっと質問して納得はしたんですが、やっぱりWi-Fiの設定とかそういったのは、別に教育委員会だけで考えられるものではないと思うんですが、やっぱり全市的なWi-Fiというか、そういった整備もちょっと急ぎながらのイベントの実施というのをぜひ目指すように頑張っていたきたいと思うんです。

要望なんです、あとeスポーツをやると言っているところは結構珍しいんじゃないかなとちょっと思うので、これはちょっと目玉だなと思うので、うまくいいところ悪いところも含めたりテラシーから始めて、生涯学習としてのeスポーツの在り方というのをうまく打ち出して、ちょっと目玉になるかなと、新しい複合施設とか出来てもそこ

でもできるのかななんて思ったりすごい期待していますので、1つ質問です。今まではこれが要望、意見で、次が質問なんですが、そのeスポーツの設備というのはどこかに設置するのでしょうか。

生涯学習課長

eスポーツについては、特に現在のところ設備的な施設を整えるということでは考えてございません。当面、W i - F i での環境を整えて、パソコンとあと映し出すスクリーンですか、そういったもろもろの機材があれば当面は大丈夫かなと思いますけれども、今後そういったニーズが増えていく中で、例えばeスポーツのスポーツスタジアムですとか、そういった形で整備するのがいいののかも含めて、今後の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えてございます。

なので委員おっしゃったように、生涯学習課としても新たな事業ということで、重点事業に掲げて推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

高橋委員

ありがとうございます。これから重点的に始めて、ぜひオリンピックを目指して、喜多方市からeスポーツのオリンピックの選手が出るというのが、ちょっといいかなと思いますので、ぜひぜひお願いしたいと思います。運動能力にたけていなくても、年齢関係なくできるというところが、とてもいいなと思いますのでそういった取組も、市独自とちょっと本当に珍しいのではないかなと思っていますので、期待するところです。

よろしくお願いします。

教育長

頑張りましょう。

生涯学習課長

先ほどのスポーツコーディネーターの関係なんですけれどもよろしいでしょうか。

まずスポーツコーディネーターの部分については、地域型スポーツクラブ3団体ほどございまして、山都スポーツクラブだったり、あとひめさゆりクラブ、あとボートの會津磴漕会、3団体ございますが、それらの団体の支援はもちろんのこと、あと地域のニーズに合ったスポーツ団体を増やしていきたいということでございます。それらに関しても、もちろん地域に合ったニーズを調査して、この地域にはこういったニーズがありますよという形で、スポーツコーディネーターが調査分析して、例えばこの地区だったらこういうスポーツが盛んに行われているので、このようなスポーツクラブを立ち上げて、地域を活性化していきましょうというふうな取組というのを考えてございます。それと市体協のほうにもいろんなクラブ、団体、加盟してございますが、それらとも連携しながら各種スポーツ教室等々を推進していきたいというふうなことでございます。

教育長

そうするとここで総合型地域スポーツクラブということを行っているけれども、それとは違いますね。

総合型地域スポーツクラブというのはまた別体制というか内容もまた別だから、ここはちょっと吟味してみてください。今言ったような中身であれば文言もちょっと変わるのかなと思うので。

よろしくお願いします。

生涯学習課長

すみません、先ほどの高橋委員からありました子ども育成会、子供会の部分ですけれどもよろしいでしょうか。

子ども育成会連絡協議会というのがありまして、そちらの団体に加盟している団体ということで旧喜多方地区になりますが例えば、一小学区でしきみ子供育成会とか二小学区ですとほおの木子供育成会ということで、全部で9地区の町単位での団体がございます。その下部組織ということで、各町になりますが、全部で91団体ございます。

その活動内容ということで各町町によって各地区、各町によって活動内容、様々でございますが、ほとんどの地区においては資源回収等々を主に実施しているということだったり、あとは夏休みの親子遠足だったり、クリスマス会、あとはスポーツ教室ということで、その地区地区で様々な活動等々を行っているようでございます。ここにコロナ禍によって、事業が中止、延期したり縮小してございますが、今後もこういった活動をしている地区の支援等々もしていきたいというふうなことでございます。

教育長

よろしいですか。ほかにございましたら、よろしいですか。

長田委員

13ページの文化財のところなんですけれども、会津型のことなんです。これは大変貴重な全国的にも数少なく、貴重な型染で大変多くの型が喜多方で見つかったということで、ぜひこのイベントだけに限らず、どんどん使って行って、皆さんに周知して広めて行って活用していただくような体制ができればいいなと思っています。会津木綿などもデザインや使い方に大変工夫がされて若い方にも人気があったり、あと沖縄というとやっぱり紅型と思い浮かぶものがあると思うんですけれども、会津型もそういうふうになればいいなと思っていて、今グッズなんかも一筆銭ですとかメモ帳ですとかいろんなのが、かわいらしいパステル調でとか、現代風な使われ方で製品化されているんですけれども、あと喜多方市は漢字の町ということで、高橋先生の古代文字を利用して、図書館ですとか駅ですとかに古代文字の看板なんかを町全体として漢字の町にしようということで広めていますけれども、そういった形で会津型も何かいろんなところで自然に目に触れて、こういうのがあるんだというのが認識できるようになれば楽しいんじゃないかなと思います。

それで文化財は、下のほうに書いています子どもの頃から文化財に親しみ興味が持てるようにというふうにあるんですが、やはり保存と活用というのは相反するところがあるようにも見えつつ、やっぱり保存があつての活用で、また、活用があつての保存の意識が高まると思いますので、散逸されていたり、代が替わって、無造作にされてしまうもの、ないがしろにされてしまうものも出てくる文化財だと思うんですが、やはり子供の頃からなれ親しんでいくような環境づくりをいろんなところと協力し合いながらやっていただけるといいかなと思いました。

文化課長

会津型についてのご意見いただきましてありがとうございます。文化課のほうでも令和2年度から会津型の事業、まずは知っていただいて楽しんで活用していただく事業を進めております。コロナの関係もあつたりして、なかなか全体的な広がりにするのも難しいということありますけれども、現在、いろんな事業者であるとか学校でも活用されていますし、広がりが出てきているところでありますので、来年度については、いろんな事業者の方とか学校の関係者とか、意見を聞きながら、今後どういう活用していくと広がっていくかというような、事業についても進めていって、それから文化課としても守りながら、どうしていくと使いやすい、皆さん使っていただきやすい環境づくりができるのかという辺りについても検討していきたいというふうに思います。文化財についても確かに保存と活用、両輪ですし、また活用が保存につながるという好循環を生めるような形で、今計画もつくっていますので、そのような形で進めたいと思います。

ありがとうございます。（「ありがとうございます」の声あり）

教育長

この重点事業の件については、この程度でよろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

それでは、協議事項のほうは終わらせていただきます。

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

教育長

続いて8番その他で、教育長及び各委員からということではあります。ここで私のほうから特にはないですが、事務局からありますか。

＜なしの声あり＞

教育長

(2)まで含めて事務局からないですか。いいですか。委員の皆様方から何かございませんか。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

それでは、その他については特にないということで終わりたいと思います。

9 連絡事項

(1) 令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長

続いて、9番の裏のページですが、連絡事項に移ります。

令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等についてということで、説明のほうをお願いします。

教育総務課長

資料30ページのほうお開きいただきたいと思います。令和4年度の教育委員会の会議の開催日程（案）等についてでございますが、3月の教育委員会定例会でお示しいたしました内容から、4月14日開催の定例会の会場につきまして、第3委員会室としておりましたが、アイデミきたかたのほうで行うというふうにさせていただきますので変更をしております。そのほかの開催日等について変更はございません。

なお、アイデミきたかたにつきましては、今日お手元のほうにパンフレットのほうを用意しております、まず施設全体、アイデミきたかたでございます、もう一つのパンフレットのほうは屋内の子供遊び場のほうは、めぐプラザという名称になっておりますので、こちらパンフレットのほうをご覧くださいと思います。なお、アイデミきたかたのほうのパンフレットを少し見ていただきたいと思います、開いていただいて、見開き2番のところでした、ここの四角でくくってある2番目のところ、介護人材養成室2階と書いてあります場所、ここで来月の定例会のほう開催を予定したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから4月14日の定例会終了後でございますが、アイデミきたかたの視察のほうを予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

またその下になります。今後の日程につきましては、記載の7件でございます。上の2つ、小中学校の入学式につきましては、前回3月の定例会におきまして学校教育課のほうから詳細をお知らせしておりますので、ご対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。上から3つ目から6つ目までの各会議、記載の会議につきましては、教育長の出席となります。最後に1番下になりますが、令和4年度福島県市町村教育委員会連絡協議会、会津教育事務所域内三支会定例会、4月22日午後1時30分からになりますが、教育長及び大森職務代理者の出席対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上になります。

教育長

ありがとうございました。今後の日程等について今説明ございました。何かありましたらお願いします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

それではよろしく願いしたいと思います。

以上で、案件全て終わりました。

これをもちまして、本日の臨時会のほうを閉じたいと思います。お疲れさまでございました。

なお、閉会時刻については午後 0 時 05 分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 大 森 佳 彦

二番委員 遠 藤 一 幸

三番委員 高 橋 明 子

四番委員 長 田 聡 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

